

# 中世大和における商品経済の発展

脇 田 晴 子

〔要約〕 中世社会の再生産構造の究明は、商品経済の問題をぬきにしては考えられない。したがって本稿は、興福寺による一国支配という特殊な支配形態をもつ大和国において、商品経済の発展が、社会構造に、どのような変化を与えるかを視点に据えて考察したものである。まず、領主経済の側から、個別庄園的収取形態の動揺にもとづいて、反銭賦課に見られるごとき、領国的支配形態への変化について考察し、つぎに、商業資本の側から、従来、座として一括して取扱われていたものの中にも、領主との人身的従属にもとづく、寄人、神人的座商業と、中期以後に形成される公事銭納入による座商業があることを指摘し、これら領主経済、座商業に見られる変化の内容から、その原動力としての農民経済の動向を推察したものである。

## はじめに

中世社会を通じての社会的分業の発展を、中世商品経済の根幹を占める座の具体的な形態およびその転化を一国単位で究明することによって、跡づけようと試みたものが本稿である。座については、その研究も多く、すでに史料の語る事実については、紹介されつくしたと考えても大過あるまい。しかし、座の成立が、社会発展上、どのような意味をもち、座の崩壊を告げる薬市薬座の政策が、どのよう

な意図をもち、どのような背景のもとに行われたかは、未だ、納得すべき見解、研究はみることができないのである。云いかえれば、「座」が体现する商品経済の性質の意義づけを回避したところで研究がおこなわれていたのである。商業資本の発展は、必ずしも社会的分業の発展と結びつかないこと、したがって、座の発展は、必ずしも、農村における商品経済の発展とはイコールにならないこと、このことは自明のことである。

したがって、このことから、中世社会における商品経済

の発展を云々する場合、二つの方向が見出される。すなわ

ち、一つは、庄園村落における商品経済の浸透という形で、

村落社会を中心に、受入れる側の農民を主として研究するという立場であり、今一つは、中世商業の根幹を占めるのは、何といつても座であるから、座の研究を通じて、中世商品経済の性格を究明しようという立場である。前者は戦後主流をなした研究方法であり、この視角は正しいのであるが、この方向のみでは、中世商品経済の全体像は究明することはできないと考えられる。何故ならば、中世商品経済と一口に云つても、その基本となり、その主要部分をなすのは、領主的商品経済であり、その間隙を縫って、村落においても商品経済は浸透していくものであるからである。したがって、中世商品経済の解明は、在地における商品経済の浸透という視角とともに、中世における領主的商品経済の特質、ならびにそれを体现する商業資本としての「座」の分析、その変質、解体の過程の究明と相俟って行われねばならないと考える。戦後における商品経済の研究が、戦前における座の研究成果を継承せず、一方からのみおこなわれたところに問題が存したとは考えられないであ

ろうか。

それでは、座を通じて、中世商品経済の解明を志す場合、どのような分析視角を必要とするだろうか。それは何よりも、中世社会において、基本となり他を制覇して存在する領主経済の一環としての座の存在形態を究明することであり、また、かかる座の体现する商品経済と、中世中末期、庄園村落に一般に浸透する商品経済は、どのような形で、その関連性を有しているかということである。より具体的に云えば、農村における商品経済の発展を、座はそのうちに吸収し、体现しうるものであるかどうかということであり、さらに云えば、農民的商品経済を何らかの形で反映するものであるかどうかということである。しかし、一口に「座」と云つても、成立期の座もあり、後期の座もあり、また、商業の座もあり、手工業の座あり、都市の座あり、農村の座あり、それぞれ多種多様であつて、一括して論じることのできないものである。したがって、ここでは、旧稿で主として取扱つた、座の構造的展開を問題としつつ、大和一国を中心として、座のになう商品経済の意義、性格づけを試みてゆきたいと思う。あわせて、そのなかで、畿

内先進地域經濟圏における、大和の商品經濟の性格を究明したいと考える。

ここに大和一國における商品經濟の發展の究明を課題とする理由の第一として、庄園領主権力における領主經濟の有り方に、比較的明確な像を提供する興福寺の存在があげられる。もちろん、大乘院領を初めとする興福寺領は、国内国外に散在しており、領國經濟のごとく、大和一國で完結した所領形態ではないことに、庄園領主經濟の特徴を示している。しかし、それにもかかわらず、所在地奈良を中心としての自給的領主經濟の特質は、奈良という小宇宙の武家政権を混じえない単一的庄園支配であるところから、より明確に、抽象された形で、庄園領主經濟の在り方を示しているのである。

第二には、興福寺が、春日社の權威を背景として、大和における守護職を獲得した<sup>①</sup>ことである。このことは、庄園領主としては興福寺を特殊な存在となしているが、逆に考えれば、武家政権に圧迫されない庄園領主としての権力の可能性を極限まで示していると考えてよいであろう。したがって、興福寺の領主支配のあり方は、他の庄園領主が、

かかる公権を獲得したならば、必ず有するにちがいない典型を示しているものと考えられるのである。そのことにおいて、興福寺の領主支配は、特殊ではあるが、庄園領主經濟の特質を、もっとも明瞭に示すものと考えられるのである。

ところで、興福寺に対する守護職という公権の附与は、在地に展開した領主制を、衆徒国民として支配下に編成し、また發展してくる領國的經濟をも、一応、興福寺が、その膝下に抑えうるといふ特徴ある事態を招くのである。したがって、領國的規模において展開した商品經濟においても、変質した座とともに、その領主經濟の枠内に組み込もうとする。このような条件のもとでは、新しい芽生えは、たえず、領主側に吸収されるといふ悪条件を示すとともに、一方において、そのような形にもせよ、新しい動きを、古い支配者側の一方的な観方に基づいてであるにせよ、記録に残すという事態を示すのである。このような制約をもつものではあるが、庄園領主經濟から領國經濟へと移る商品經濟の動きを示してくれる唯一の文獻としての大乗院寺社雜事記の存在は、大和を研究対象とする第三の理由である。

それ故に、大和における特殊性を、充分考慮に入れながらも、そのなかから、その具体像が提供する普遍的な問題をさぐっていきたいと考える。

もちろん、大和における商品経済の発展は、先稿で指摘したごとく、律令制的技術伝統をうけ、庄園領主の所在地として発展した、京都、奈良の繁栄に影響されて存在した畿内経済圏に含みこまれて展開したものである。したがって、普遍像をさぐると云っても、それはあくまで、畿内先進地域のそれであって、決して全国的な商品経済の問題が解明されるわけではない。しかし、地域差のもっともはげしいと思われる中世後期において、畿内先進地域における経済的発展は、何らかの意味において、他を規制すると考えられるし、両者は密接な相関関係を有するから、本稿も、全国的な商品経済の問題を解明する一過程と考えていただければ幸いである。

① 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』三八頁以下に詳しい。

## 第一章 庄園領主経済の特質

本章においては、庄園領主興福寺における領主経済の特

質を明らかにし、そのなかで、座ならびに商工業の占める位置を確定したいと考える。

庄園制的領主経済においては、その有する庄園よりの年貢地子、雑公事の収取を基本とすることはもちろんのことであるが、当初より、庄園とは別に、寄人、神人的（散所・供御人等）人身隷属関係をもっており、その両者が相まって、庄園領主経済を支えていたことは、今までも、たびたび説かれているところである。しかし、それが、どの程度、具体的に明らかにされたかという点、それは疑問であつて、それを領主経済の構造のあり方として把えて解明したものはなかったし、また、その領主経済のなかに包含されて、その身分制的秩序に組みこまれている、手工業者、商人等の実態についても、究明されたものはなかったと考えられる。もとより、このような主題は、一章節でかきつくされるべきものではないが、そのアウトラインをかきとどめて、後章への序章としたい。

興福寺の領知する庄園の内容については、延久二年の「興福寺大和国雑役免坪付帳」<sup>①</sup>によって、大体の数字を知ることができるとすなわち、不輸免田畠五〇〇余町に対し、

雑役免田畠千八百五十余町の圧倒的量を占め、大和国における興福寺領の大部分を占めている。かかる雑役免の系統をひく庄園が多いという事情は、渡辺澄夫氏が主張されたごとく、公事負担の体系としての均等名支配を結果せしめたと云える。興福寺の代表的な庄園支配形態である均等名庄園については、渡辺澄夫氏の詳細な研究と、熱田公氏の、室町期に重点をおいた論文とがあるので、今、その業績によって、私の当面する課題に必要な限りで触れたいと思う。すなわち、両氏の研究によれば、均等名庄園は、均等名と、佃、間田等によって構成され、もちろん均等名がその主要部分を占めた。均等名の名主の領主に対する負担は、年貢・地子の生産物地代とは別に、「名役」としての公事があり、この公事は原則的には、土地生産とは無関係であった。かかる均等名支配は、渡辺氏によって、人と土地との一元的な強力な支配として位置づけられたが、熱田氏によれば、一元的支配をめざしたかに見える年貢地子と「名役」としての雑公事取取という取取体系も、中世後期においては、結局は、年貢の請負關係にすぎず、名主は、年貢、公事、反銭等の貢租の納付を条件に、任料銭を代償

として、領主によって補任されるものとなっていたのである。したがって、かかる均等名支配も、いわゆる庄園制的特質である、散在性、複合性、重層性をぬぐいきれるものではなかったようである。それ故に、均等名庄園をも含む、当時の興福寺領庄園は、かかる散在性、複合性、重層性と、何ら抵触しない原理にもとづいて形成されていたと考えざるを得ないのである。その原理とは何か、それを今、ここで明確にすることはできないし、本題でもないが、少くとも、その一面として、初期における「名役」奉仕における人身の支配従属關係が、後期において得分権化したものと見ることができよう。かかる点に、領國經濟的一円支配とは性格を異にする、個別庄園制的支配の特色が見られるのである。均等名庄園を代表する興福寺領庄園においては、「名主」とは、雑役免の系譜をひく、通常「寄人」といわれるような人身の支配従属關係とならんで、名という土地を媒介とする年貢取取關係が発展し、前者が後者の規制をうけて、土地を媒介とする人身賦課ともいべき名別公事、ならびに田別賦課の年貢という二重性格的負担体系を作ったものと考えることができよう。したがって、名とは、別箇の原

理の統合体ということができ、かかる相異なる原理が併存したまま固定化されたものと考えることができる。領主は、かかる公事負担を有する「名主」の特権化せしめ、「間田」を耕作し、年貢負担のみを一年毎に請負う、いわゆる「一色田」耕作人たる間人、小百姓とは區別したものと考えられる。それは、手工業者の寺家作手としての人身的支配従属関係ならびに特権が、給田支配体系ともいべき給田付与にもとづいていたことと軌を一にするものであり、また商人における、寺家寄人としての夫役等に示される人身的支配従属関係が、土地領主に対する課役免除にもとづいていたのと相応していたものと考えられる。ただ、かかる手工業者と、名主とのちがう点は、手工業者の場合には、その性格から当然として、あくまで人身に対する関係であったのに対し、名主の場合には、土地集積である「名」を単位とするものであったという点に求められることであろう。しかし、これらの名主、作手等における権利、義務が、後には、転化して、名主職、作手職として権利化することは、同様の動きであり、そこにおいては、熱田氏のいわれるごとく、名主においては、年貢の請負関係を出ないものとな

るのである。すなわち、「名」という土地集積に基礎をおきながらも、雑役免の系譜をひく、人身的支配従属関係としての性格を反面にのこしていたことが、庄園の散在性、重層性、複合性を拭色しない一つの原因であったと考えられる。かかる人身的支配従属関係の存在は、興福寺の庄園制的土地所有を特色づけるものではあるが、これをもってただちに興福寺の支配形態を古代的と考えることはできない、人身賦課が名役として土地に名を媒介とすること、手工業者においても、その人身的従属が給田という土地の給付関係を媒介とすることに注目すべきであって、その意味においては一つの封建的關係と見做すことができよう。それでは、かかる庄園領主の再生産構造はどのようなものであったろうか。一言にして云えば、庄園における年貢地子ならびに、「名役」としての多種多様にわたる雑公事物の収取によって、一応の領主的自給経済を完結したものと考えられる。もっとも典型的と考えられる大乘院領大宅寺庄の一名別所役を例として示すと次の通りである。

#### 大宅寺名田一名分公事物

一、正月四日山ノ円鏡二枚・小餅十枚・赤餅ヒシキリ六・モ

リ果子六色

一、正月四日給主方へ円鏡二枚、同下司方へ一枚、合三枚四名ヨリ沙汰ス

一、正月六日七種菜ホテ一、菜実小餅三宛入之

一、三月三日センカウ三合給主方へ沙汰ス、使へ四名ヨリ廻

テ出ス

一、五月五日チマキ七十三番半山司方へ沙汰ス

一、同日チマキ二百卅十一番手給主方へ沙汰ス

一、七月七日セン合三合給主方へ沙汰ス

一、七月十四日瓜一・ナスビ一・根イモ一把・枝大豆・サ、

ケ五種給主方へ沙汰ス

一、九月十七日大宅寺ノ八幡御神事、御供餅ノ白米十二合ノ

升一升、黒米同一升沙汰ス

一、十月山ノロマツルニ長器白米一升、新尾十文山司へ出ス

一、雑米十二合ノ升二斗五升宛下司方へ沙汰ス

一、<sup>(伝)</sup>點馬郡用四名トシテ沙汰ス、公方へマイル

一、給主方へ京上人夫一年中ニ二人三人ツ、四名ヨリ沙汰之

一、下司方へ京上毎年一人沙汰ス

一、百姓カヨウ四季ニ一人ツ、下司方へ沙汰ス

一、御火焼木事、砦山ニ御越年御時御下知在之、一名別甘束

宛ノ御所山ヲ切テ正願院ノ御所ニ積之

一、十二月晦日センカウ五合ツ、小餅六・赤キ共ニ小泉五色、給主方へ沙汰ス

一、御米弁夫賃錢へ公方へ進上之

一、反錢・反米等者間田ノ如沙汰ス

一、祈雨・シ、ヲイ・諸公事物、間田ノ如ク沙汰之

文明四年壬辰五月廿二日

（文明四年五月廿六日条）<sup>④</sup>

正月の餅、七草菜からはじまって、せんかう、ちまぎ、瓜、なすび、根イモ、枝豆、ササケ、薪木、ならびに夫役にわたって沙汰している。このように領主は、庄園から収取できる農作物等においては、名役として収取したわけであり、あくまで庄園的収取関係を基本としたが、農村から収取することのできない非自給製品や手工業製品については、その供給のための商工業者を従属せしめていたのである。

かかる商工業者に対する支配は前述したごとくであり、手工業については、私が前稿<sup>③</sup>で給田支配関係となづけたところの、領主権の分割給与としての年貢収取権を意味する給田<sup>⑤</sup>を付与されることによって、農業から分離したと考え

られる手工業者が、その代償として、不定額の製品又は労役を進上するといふ人身的従属関係にもとづくものであり、手工業者はかかる関係を基本としながらも、それによって得た特権によつて商品生産を営むといふ性格をもつていたのである。商人においては後述するごとく、土地領主からの課役を免除されるために、他の領主(権門)の寄人となるものであり、商品、人夫役、用銭等不定額の貢納を義務づけられており、手工業の場合と同様に、その特権をもつて商業に従事したのである。これは声聞師<sup>⑧</sup>などの場合と同様であつて、その商品上納ということよりも、人夫役の不定額の賦課ということが、基本となつていふところに特徴を有する。

以上のように、庄園領主は名支配における雑公事物收取により、自給的再生産を根幹としたと考えられ、その非自給部分に関しては、商工業者の身分的な従属による貢納として上納せしめることにより、それを充足したと云える。しかも、彼ら商工業者は、人夫役等の不定額課役に象徴されるように、人身的支配従属関係にもとづいての貢納であることを特徴とし、かかる関係は、人身的関係のより稀薄

になつた名主にも窺いうるものである。この名主、商工業者に対する支配を根幹とする庄園体制の特色は、彼らを名主、神人、寄人、作手として、その人身的支配従属関係をテコに特権化せしめ、小百姓、間人、座外商工業者等と、つねに對置せしめた点であり、このかれらの人身的従属のもつ反面の性格、特権者の性格は、庄園制の動搖期には、かれらのもつ権利義務をつねに、名主職、作手職として職権化する原因ともなつたし、また庄園制支配の拡張期においては、つねに、小庄官的の性格となり、体制外のものを体制内に組み込んでいふたのである。

このような構造をもつて、農、商、工を支配した庄園体制においては、その領主経済の原則は、貢納物による自給自足経済によつて基本的に貫徹されてきたと考えることができる。したがつて、商品経済といふことは、領主的商品経済という意味においても、過大に評価することはできないと云えよう<sup>⑨</sup>。しかし、かかる自給経済に立つ庄園領主経済の構造は、中世後期における、庄園制の衰退、一般に浸透する商品経済によつて、くずれださざるを得ない。ここに領主層は意識的、無意識的を問わず、性格変化を余儀なく



示さざるを得ない。それでは、かかる領主権の構造変化を、その収取体系を中心として、見て行くことにしよう。

興福寺の経済を支えた収入源を、中世を通じて挙げて見ると、国外、国内における個別庄園よりの収入、末寺からの公事銭、関銭、酒壺銭、小五月会等の間別銭、反銭、郷別銭、棟別銭、地口銭、有徳銭、御用銭、訪銭等である。

このうち、個別庄園、末寺からの収入は、庄園制的な、本所、領家職等を所有することで得られるものであり、兵庫、淀、三国関等における関銭収入は、輻輳する商船に課されるものとして、商品経済にのっとったものとはいえず、関領有の形態もまた、庄園制的な得分権であったと考えることができる。

酒壺銭は、室町幕府の課した酒屋役と同様のものであり、雜事記康正三年三月十四日条によれば、幕府は造内裏用銭として菩提山および中川寺に壺銭を賦課し、興福寺衆徒に遵行せしめんとしている。この幕府酒壺銭に関しては、衆中と菩提山側に軋轢を生ぜしめたが、中川寺の方は二百貫文沙汰し、衆中が京都に取進めている。この幕府酒壺銭とは別個に、大乘院が菩提山からの酒壺銭年額三百貫文を大

きな財源としたことは、大乘院雜事記に散見するところである。この大乘院賦課の酒壺銭が、菩提山が大乘院の末寺であることにもとづいて行なわれたか、または、幕府が洛中辺土、また興福寺衆徒を通じて、菩提山、中川寺に酒屋役を課したように、大乘院も、大和国の守護権を興福寺が把握していたことを根拠として、賦課しえたか、という点については明確ではない。おそらく、酒壺銭は、反銭などと同様に、室町幕府の賦課にならって行なわれたものと考えられ、法的根拠としては、守護の公権によるものと考えられるが、大和においては、かかる公権が、興福寺内において、寺門、両院家に分割されていた事情から、現実的な賦課徴収は末寺であるという点において行なわれていたものであろう。

小五月銭は、小五月会を興行するための費用を、小五月郷と称する特定の郷々から、間別銭として徴収したものである。この小五月郷は大乘院領を主とし寺門領、一乗院領の一部を含んでおり、間別銭としての賦課形態<sup>⑩</sup>といい、寺門領、一乗院領を含むことといい、個別庄園的収取形態と性格を異にすることはいうまでもない。

次に、反銭、郷別銭、棟別銭等の臨時税であるが、これも、室町幕府の政策に倣ったものと考えられる。この反銭の賦課は、京都方面からの反銭、寺門反銭、門跡反銭に區別することができる。このうち、寺門反銭とは、大和国全体より徴取されたものと考えられ、応永六年、興福寺供養要脚注文<sup>①</sup>によれば、一乗院、大乘院両院家進止分を除き、大和八郡の総計八〇九六貫文に及び、なかには、東大寺領二〇五貫二三〇文、薬師寺領一〇〇貫文、御室領四六貫文を含んでおり、興福寺領以外のものを含む、大和国全体への賦課であることを知りうる。門跡反銭は国内国外の門跡領に賦課され、この各庄園に反銭が賦課されたときには、末寺、市、座には、御用銭という形態で賦課がなされている。したがって、この反銭賦課の性格もまた、寺門反銭に明確な通り、他領、自領をとわず、大和一国にわたって催徴されたことに示されるように、守護権を中心とする興福寺の大和国全体にわたる支配権に依拠して行われたものであるといえよう。しかも、幕府の反銭、その他の守護反銭と同じく、個別庄園を単位として、その登録反数に応じて賦課したものであった。門跡反銭は、それとは異なり、そ

の領有地において反銭を賦課するものであるから、一見したところ、従来からの個別庄園の收取形態と異ならないように見えるが、一庄園領主としては、反銭を賦課することはなし得ないことであり、その領内にせよ、反銭を賦課した法的根拠は、やはり大和一国における興福寺の守護権の確立に求められるであろう。すなわち、個別庄園支配の衰退を、かかる守護権による別の收取によって補強し得たのであり、この補強が可能であったのは、反銭等の賦課が、個別庄園単位に行なわれたこと、すなわち、幕府も守護も、庄園制的支配を否定するものでなかったことに求められるであろう。以上、煩をいとわず、興福寺の領主経済の特質を、その收取状態から見て来たが、これから、收取形態の二つの類型と、それに関連する領主権の性格について、一つの見通しが与えられるであろう。すなわち、その一つの類型は、個別庄園的收取形態であり、庄園制的職所有に基礎をおく收取形態である。もう一つは、酒壺銭、問別銭、反銭等であり、朝廷―幕府―守護の権益に属し、興福寺としては、大和国守護職に根拠を求めような公権による賦課形態である。これについては、興福寺の場合には、前述

したように、大和全国に一律に課されるものと、門跡反銭とか、菩提山酒壺銭に見られるような、領内個別庄園、末寺に課されるものと区別があるが、この後者とて、その法的根拠としては、前者と同様の性格をもつものと考えられ、個別庄園支配の衰退を、かかる方法で補強したものである。かかる収取形態は、一つには、庄園領主が、守護権を併せもったという特殊性、ならびにまた、この守護権による大和一国の支配権を、寺門、両院家の三者が、分割領有したという特殊性によって出来たものと考えられることができる。かかる事情を考えるならば、大和国興福寺領においては、個別庄園制的支配を基本としたが、その支配が動揺してきるとき、または、かかる個別庄園支配のみでは収取を貫徹できないとき、それに代るものとして登場してきたのは、守護権一國支配権にもとづく反銭賦課というような収取形態であった。それでもって、その経済的危機をきりぬけ、また、かかる一國における支配権でもって、庄園支配をも補強し、個別庄園的支配と、守護公権との両者でもって、南北朝—室町期を通じて、他と異なる強固な支配体制を持続するのである。

以上のごとき支配形態の変化は、それを領主権の性格の変化として把握するとき、個別庄園的領主から、守護領國的支配者への変化として受け取ることができよう。かかる領主権の構造変化というものは、個別庄園における収取形態の動揺という事態に対応しておこったものであることは当然のことである。かかる在地の動向の変化は、商品経済にも変化を生ぜしめ、特権的座商業も、その影響をうけて性格を変えざるを得ない。以下において、本題の商品経済にもどって、座商業の特権の問題と領主権の関連について見てゆこう。

神人、寄人、供御人等としての人身的従属関係にもとづく課役免除の特権は、領主と座衆との間における個別庄園的領有関係の範囲内での問題である。このような時点においても、競争の激化にともなって独占権が主張されるにいたるのは、特権商業たる座商業としては、もちろんのことであるが、かかる独占権の主張は何らかの公権による保証がない場合には、領主のもつ個別庄園的領有関係の支配範囲以内にとどまり、そのみでは広く発展することができないという限界をもつものである。そこで、座商業として、

ひろく発展する場合には、朝廷の尊崇厚い寺社の神人、寄人であるとか、朝廷の供御人であるとかによって、朝廷のもつ公権にうらづけられているか、または、この大和の場合のように、興福寺の大和一国に対する支配権にうらづけられているという場合にのみ、ひろく独占販売権を主張し得るのである。

座が独占権を主張した、もっとも早い例は、管見によれば、織部司所属の工人以外の諸司諸衛雑色人、諸官諸臣召使出納等が私機をかまえて綾錦等を織ることを制止した次の文書であらう。

#### 制止私織綾錦事

応令檢非違使制止諸司諸衛雑色人並諸宮諸臣召使出納等私構機杼織任綾錦事、右得織部司去七月二十八日解状、謹檢案内、綾羅錦數織物 等、上從御服、下至人用、為司家之所役、偏所勤仕也、而近年之間、諸司諸衛諸宮諸臣召使出納雑色人等、恣構其機、任意織用、唯好私利、不叶公役、然則司家之勤可致闕怠、偏無私機者、誰遁公事乎、先年注此旨、經言上之日、檢非違使右衛門尉安倍信行、左衛門尉源清等可制止之由、被下宣旨、然而年代推移、奸隱尤

甚、望請官裁、重被下起請宣旨、將仰蔽制之貴、者權在中  
弁源朝臣經成伝宣、權中納言源朝臣隆國宣、奉勅、宜仰檢  
非違使伴件令制止者

永承三年八月七日

右大史小槻宿禰奉<sup>印</sup>

この文書の背景には、すでに織部司所属の織工が私機をかまえて、商品生産に従事し、その独占権を主張していることが読みとれるのであるが、かかる織工の独占権の主張は、織物生産が、織部司の下における官営工場に独占されていたことにもとづいている。しかし、より厳密に云えば、織部司による織物生産の独占ということは、これまで、他の人間の織物生産に関する禁制が出ていないことから考えても、たとえば、近、現代の専売制度のように、古来から独占的になされてきたとは考えられず、官営工場のみでしかかかる生産が行なわれないという生産力段階にあったことから生じた事実上の問題なのである。独占ということが問題とならなかった段階の話である。それが他の競争者の出現する段階になって、従来の事実にもとづいて独占権を主張したものと考えられる。したがって、その主張のうらづけは、その当時、京都においては、現実に権威をもっていた、

律令制的国家権力の行使機関としての使庁によるものであらう。

祇園社における大神人の清掃の夫役が、死体の処分権を含む清掃権にまで発展し、神社境内から神幸路まで、さらには市中にまで拡大し、特権化した事實は、実に祇園社の有する検断権が、神社境内、社領内に、はじめは限られていたのが、神幸路にまで拡大され、ひいては、下京一帯をおほうものとなったことと照応するものと思われる。京都における商業活動の大半が、上京は四府駕輿丁座に、下京は祇園社神人に掌握されていたのは、かかる検断権の所在とはうらはらであり、座が庇護を常に現実の権力にもとめていたのを知ることができる。

大和に視点をもどすと、興福寺だけに限らず、他の寺社にも存在したはずの、寄人、神人のなかで、興福寺、春日社関係の諸座が勢力を得て、販売権、独占権を遂行し、発展したのは、前述してきたような大和一国における支配権、検断権の興福寺の掌握ということと、大いに関係があることと思われる。

以上のように、座商業の主張する特権のうち、課役免除

は、個別荘園的支配体系における人身的支配従属関係によるものであるが、競争の激化によって生じてくる独占権は、また別の論理、何らかの公権による保証を必要としたのである。したがって、商品経済の発展によって、特権的座商業の活動の範囲もひろがってくると、その主張する特権が、もはや課役免除のみでは何の役にもたらず、特権としては、独占権を強固に主張する段階になる。かかる独占権は、人身的従属にもとづく、古くよりの由緒ある座に保証されるのが常であったけれども、新しく独占権獲得のために結ばれる領主―座の関係は人身的従属関係ではなく公事銭を中心とする一般的なものであるから、ここにいたってはじめて、かかる神人、寄人、供御人等の人身従属によらないで、販売権、独占権のみを獲得した、新しい座が出現する可能性が出てくるのである。ここに、領主に対する公事銭納入を代償とし、販売権、独占権を特権とする座が、各地に簇生するのである。かかる座の出現によって、座商業は、新しい局面を迎えると云えるのであり、かかる座こそ、特権として、課役免除ではなく、独占権を主張するにいたる後期の座の、もっとも典型的なものといえることができる。

このような座は、一領主に固定されず、公事銭を納入した領主の支配領域は、どこでも、その独占権を行使できたのであるから、可能なかぎり、無限に発展する可能性があった。すなわち、後述するように、菅笠座や油座の例に示されるごとく、個別庄園的支配者、公権の分割所有者、実力者的土豪等に、個々に公事納入を行い、座商業の側で一円的な独占権行使領域を作って行動したのである。かれらにとっては、大名領国支配が貫徹しておれば、その方が一括的に公事納入が出来、独占権を行使する上にも都合がよかったと思われるし、また、その活動が、領国を超えるものであれば、領国を超えた支配者に保証される方が都合が良かったのは当然のことであり、ここに封鎖経済を破る商品経済の一つの動きがあった。また、個別庄園制的支配とはちがって、公権が、この中世中末期の段階に、大きく意味をもってくる事情があった。

以上のように、商品経済が、庄園制的自給封鎖経済をやぶるためには、座商業の一つの性格転化が行われねばならなかったことを、領主権のあり方に沿って略述したが、次章においては、大和における、油座、塩座の存在形態を具

体例として詳述し、領国経済への展望を加えたいと思う。

- ① 平安遺文四六三九、四六四〇号文書。
  - ② 渡辺澄夫氏『畿内庄園の基礎構造』。
  - ③ 熱田公氏「室町時代の興福寺領庄園について」『史林』四四卷三号。
  - ④ 大乘院寺社雜事記記載のものは日附のみを記す。
  - ⑤ 筆者稿「中世手工業座の構造」『歴史学研究』二七二号。
  - ⑥ 手工業者に与えられた給田が年貢取権を意味し、それによって、ある程度、農業から分離していたと考えられるが、その論証は前稿においても欠けていたところであるので、ここに補足しておきたい。手工業者に対する給田で判明するものは以下の通りである。
- 赤土器見部（作手給） 在田庄井岡三名負所米三石九斗一升  
 赤土器社頭土器作手 吹田庄千足分  
 西京火鉢作田 新木庄間田四反（二反ツツ二人）  
 唐笠持田 一反  
 綱細工座 倉庄七反半  
 塗師作手給 神殿庄一丁、三橋庄間田五反、新木庄三反  
 拾物師作手給 神殿庄一丁、楊本庄公事物  
 絵所給 越田尻庄一丁、倉庄五反  
 経師給 神殿庄五反、半三橋庄三反  
 これらの給田は、どのように経営されたであろうか、赤土器座の場合、

当庄井岡名三名ヨリ負所米出之

宣正五斗 名ハ一名左近

一名式部

一名□左近太郎（三筒院家抄）

とあり、赤土器座見部（『作手』）が取得した井岡名負所米三石九斗一

升は、三名の耕作者又は貢納責任者から出されたものであって、赤土器兄弟は貢納米を取得したと云える。それは大乗院寺社雑事記においても、

作手料所濟恩寺庄当年分年貢事、無沙汰之間。作手訴申、仍百姓名字注遣管尾入道之間（寛正五年十二月二十三日条）

の記事があり、この濟恩寺庄が在田庄をさし、この作手料所が、赤土器作手を指すことは、同じく雑事記の

「濟恩寺之在田非せキ名年貢へ、当門跡之赤土器之兄部給分也」（文明三年十月六日条）の記載によって明らかであり、これらの記録によつて、貢納責任者としての百姓——おそらく耕作者——の存在を知ることが出来る。火鉢作作手に対する給田も、新木庄間田四反を二反つ

つ、二人の作手に与えられていたが、赤土器と同じく、下に百姓をひかえ、年貢物を取得していたことは次の史料で明瞭である。「西京火鉢

作給分大夫入道分二反、年貢違乱之間点札了、両火鉢作給田共以新木庄間田也、百姓申、於年貢者平清水押領、或又大夫入道方ニ致其沙汰

之由、沙汰人北坊申云々、於大夫者不存旨又申、希有事故也、所詮先以神人点札了、新木定使徳力ト火鉢作定使乎次郎ト兩人遣了」（文明十

四年五月七日条）。また、塗師作手の与四郎と、うものには神殿庄一丁、三橋庄五反が与えられていたが、三橋庄に関しては、「此間百姓九年

貢無沙汰間、以次可召放田地之由、給人与四郎敷申之由也」（文明九年九月四日条）。同じく、神殿庄の一丁も、そのうち四反が、去年年貢

無沙汰であり、「号作主職此下地事七郎次郎男自専、剥去去年分一向無沙汰之間、下地事自此方可入新百姓之由仰付之」（応仁元年五月二十九日条）とあって、作主職を称する百姓が、年貢負担者であったことがわかる。

以上によつて、これら給田は、決して給人が自作するものではなく、年貢負担者である百姓が居て、給人はこの年貢を徴収し、自己の収入

とするものであったことが明らかとなった。したがつて時には、「在田庄井間三名負所米三石九斗一升」とか「吹田庄千疋分」というように、年貢高で表現されるものであった。そしてこれらの年貢は、原則としては、個々に給人が直接に徴収したものであつたらしく、年貢無沙汰を訴えている記録が多いことはそれを物語るものであろう。したがつて、専家に作手として従属する手工業者たちに与えられた給田は、年貢取得権であり、領主権の一部とも云えるものであった。彼らの土地とのつながりが、この給田を主要部分とするかぎり——おそらくそうであると考えられるが——これは、彼ら手工業者の農業からの分離をものがたるものであると考えることができる。しかし、この分離は、領主に人身的に従属し、給田を与えられることにかつて果されるものであるから、農業と未分離な形で律令制的國家機構に組み込まれていた古代の手工業者（浅香山木氏「工匠給免田の成立過程」『北陸史学』十号）とは異なるものであり、ここに中世的な手工業者の存在形態の特質があると考えることができよう。したがつて、手工業者が何時、どのような形で領主に對する従属から独立するにいたるかという問題が次に重要となつてくるのである。

⑦ 熟田公氏「中世大和の声聞師に関する一考察」『部落問題研究』三。均等名における公事が「名役」であつて、炎早など土地生産の状況とは無関係だということは、熟田公氏「室町時代の興福寺領莊園について」『史料』四四卷三号、八頁参照。

⑧ ただし、庄園領主が京都・奈良に集住している特質から、当然、一定の商品経済が事実として存在することを否定するものではない。

⑨ 永島福太郎氏『奈良文化の伝流』三七五—六頁。

⑩ 永島氏前掲書三九四頁。

⑪ 庄園体制は、収取体系の特質から支配が動揺しなくとも、生産力の上昇にしたがつて、農民の余剰部分は多くなつてゆき、領主側収取は

貫徹しない傾向がある。したがって、東寺領に見られるような、領主の加地子名主職質得なども、その対応策の一つである。

⑬ 壬生官務家古文書、平安遺文六六五号。

⑭ 林屋辰三郎氏「散所―その発生と展開」『古代国家の解体』二九四頁。野田只夫氏「中世賤民の社会経済的一考察―特に祇園社大神人について―」『京都学芸大学学報』A十四号六五頁。

⑮ 筆者稿「中世の祇園会―その成立と変質」『芸能史研究』四号。

⑯ 課役免除と独占権とによって座の発展段階を区別することは、もちろん大体のところを指摘しているのである。前段階の座が課役免除とともに独占権をも行使している例は多く、前述の、織部司による織物生産の独占は、その例のもっとも顕著なものである。ただ、この時期の座の基本的特質として、人身的従属関係にもとづく課役免除が問題となるのである。後期の座にしても、課役免除がなかったというのではなく、座の特質として前期に対しては、販売独占権が問題となるということである。ただしこの場合の課役免除は、関料、営業税等、商業活動に対する賦課物への適用ということになって、初期における領主の土地所有にもとづく課役とは若干意味がちがうようである。

## 第二章 座の構造と展開

座の成立については、従来、初見文書からその成立が論じられ、東南院文書元永元年鍛冶座の記載や、兵範記仁平元年の宇治白河の田楽座の記載等によって、十一世紀後半に、その時期がおかれている。これに対して、初見文書か

らの成立の時期の問題のみではなく、ひろく庄園制の成立という過程の中から、座の成立を見ようとする動きも、すでに清水三男氏によってみられ、<sup>①</sup> ついで赤松俊秀氏は、寛治六年の八瀬郷の村落の座の史料を紹介されるとともに、大江御厨における延喜頃の供御人設定の事実から、商業の座の結成を延喜頃に求められている。<sup>②</sup> この赤松氏の所説は、黒田俊雄氏によって、さらに深められて、供御人の成立と、座の成立とを区別し、両者の中に発展段階を見るにいたっている。すなわち、神人、贄人（供御人）、寄人等の領主層との人身隷属関係と、「座」という座衆の横の連帯組織にもとづく結合との差異を問題にされており、かかる連帯組織を、座外の競争者に対する特権的なものとして位置づけ<sup>③</sup> ておられる。したがって座は、領主との人身隷属関係と、座外の人間に対抗した座衆相互の連関的特権的組織としての二面性において把握されているのである。この把握は、座の性質について全く当を得たものと考えられる。私も以前、手工業座の研究において、座の基本構造として、領主との給田を媒介とする従属関係と、他との自由な雇傭関係、または商品生産との二面性を指摘したが、座衆の相互間に



における連帯機關としての座の成立は、自由な雇傭關係、商品生産、あるいは商品流通等の活動による結果ということができよう。云いかえれば、座の成立は、領主との貢納品取の關係のみではなく、何らかの商品生産、商品流通を前提としており、しかも、その中で、彼らのみの特権を主張するために成立した連帯組織であると考えられる。それ故に、座は領主に対する奉仕団体的一面と、共同組合的一面の二面性をもっていたことは、その特権が領主への奉仕に対する反対給付として裏付けられていたものであったからである。したがって、座の成立ということは、すでに何らかの商品流通、商品生産を前提とするものであったと云え、かかる商品流通、商品生産は、座を存立せしめた中世社会に適合的なものであったと考えることができよう。

このように、領主に対する、客人、神人、供御人としての人身的従屬關係をもつ奉仕団体的一面と、諸役皆免にはじまる彼らの特権擁護のための連帯組織的一面——商品生産、商品流通にかかわる——との二面性をもつ座の性格は、いわゆる座論争に見られるごとく、独占的販賣座席としての市座の座か、神事奉仕の座かというように、見解の対立

として、論争の原因となつたのである。また、これは座衆の領主に対する隷屬的地位の強調となり、ひいては領主の独占権附与による座衆の特権という面でのみ座の性格が云々され、<sup>5)</sup>一方では、商工業の發展の評価と相まって、座衆の勢力を高く評価する反対意見も現れたのである。本章においては、この座の二面性の統一的把握を試みるとともに、従来、先学によつて研究されながらも、いまだ明確にはならなかつた座の發展史上の諸問題、<sup>6)</sup>かかる商工業者の座の隷屬的地位からの解放、自立の時期の問題、領主との給付關係、座衆の有した特権の内容の問題等について、大和の油座、塩座を例として、より具体的に分析したいと考える。また、中世初頭より存在し、中世庄園制的社会に適合する、かかる座の体現する商品經濟と、中世中末期において、かかる商品經濟に対抗して、庄園村落に一般に浸透してくる商品經濟とは、どのような形で関連性を有しているかという点についても考えたい。

大和における油關係の座としては、大乘院寺社雜事記の記録に示すところによつても、符坂油座、木村油座、矢木胡麻仲買座、管尾油シホリの座等を挙げることができる。

このうち、史料的に豊富な、符坂、矢木兩座について見ると、「然則中買へ中古ヨリ出来、符坂へ自昔座也」といわれたごとく、その成立の時期もちがひ、兩者の構造もちがっている。これらの油座については、すでに、豊田武氏「大和の諸座」、佐々木銀弥氏、「中世座商人における価格と利潤——符坂座を中心として——」<sup>⑨</sup>また『奈良市史』關係部分等<sup>⑩</sup>で、くわしく触れられているところであるが、若干、見解を異にするものであることをおことわりしておきたい。

まず、符坂油座について見てゆくこととする。符坂油座は、春日白人神人であり、しかも大乘院門跡寄人であったことは、すでに著名なことである。春日白人神人は散在神人あるいは散所神人ともいわれ、神職たる黄衣神人に対したものであり、いわゆる国民も、この白人神人である。ところで、この符坂座は、正和三年には、すでに「大乘院家寄人府坂油売」として東大寺文書にあらわれるが、符坂座の神人、寄人化、その座としての成立事情等、初期の問題については、史料的に明らかではない。大乘院寺社雜事記の長祿、寛正頃の記録によると、

抑符坂油売へ当門跡第一寄人也、雖為七郷之内、云寺務云衆

中等、於油座衆者不成其綺事也、檢断以下為門跡致其沙汰也、自然住宅等之地子無沙汰之時、自何方モ使ヲ付時、当門跡ノ使相副者也、随分嚴重ノ寄人也、次於油座衆者、自寺門又諸役皆免也、神木御入洛時致忠節故也云々、但於門跡方者、自然大用之時人夫等以別段之儀可罷出旨仰時人夫ニ出者也、於寺門者一向皆免也、当門跡油、社頭油申出之者也（長祿二年十月二十六日条）

当門跡寄人等、諸座雖多之、於油寄人者、号白人神人、別而在子細事也（寛正五年七月十七日条）

とあって、神人あるいは寄人として、春日社や大乘院に人身的に従属した油座衆は、諸役皆免の特権を得るとともに、神木入洛のときの奉仕をなしたのであり、また、人夫役、当門跡油、社頭油等の役を負ったのである。しかも、この座衆に対する檢断権は門跡の自専とせられていて、一般における檢断権をにぎる衆中<sup>⑪</sup>においても、その権利はなかつたのであり、このことこそ、座衆の門跡等領主に対する人身従属をもっともよく示すものである。諸役皆免に対する人身的従属にもとづく貢納物の内容は、油の進納と人夫役であったが、人夫役は「人夫等事以別段之儀、可罷出旨

符坂座用钱賦課表

年代	貢納額	貢納先
長祿4.壬9.21	3貫文	門跡用钱
長祿4.9.25	10貫々	若宮祭
寛正3.12.11	300疋々	御用事
寛正5.4.6.	2貫々	猿楽用钱
寛正6.6.14	3貫文	御坊銭
文明2.8.19	3貫文	門跡用钱 (此外奉行分名主分有之)
文明3.10.15	3貫文	慈恵会坊銭
文明5.11.13	3貫文	門跡用钱
文明7.9.12	15貫文	維摩会用钱
文明10.10.10	3貫文	門跡用钱

仰時人夫ニ出者也」とあって、長享三年五月十二日に「石礫地方普心事、坂今辻油座衆ニ仰付之、今日悉以罷出致奉公者也」とあるごとく、随時に賦課されるものであった。油の進納は、当門跡油、社頭油ともに、その要用の量はさして変りがないと思われるから、貢納量も一定してきたと思われる。しかし、この当時には、領主の収入の減少に起因してか、大乘院から多額の用钱を賦課されている。これは主として、この符坂座と檜皮座とに限られているから、

両者の他の座との區別を思わせるものがある。今、その大体を表にすると上の如くである。大体、三貫文程度が恒例となっているらしいが、「符坂油座衆御用钱事、如去年可為三貫文之由請甲了、名主披露之」とあること

く、記載もれを考慮に入れても、定額にはなっていないので、随時、相当の賦課がなされたことがわかる。

以上のことから、符坂の油座衆は、通常一般の神人寄人等と内容を同じくするもので、人身的従属によって諸役を免除されると云ったものであることがわかった。したがって、この人身的従属の結果としての領主の支配理念は、神木入浴のときの奉仕に表現されるのであるが、現実には油の奉納と人夫役、用钱の臨時的賦課納入が要求されたのである。しかし、符坂座が「座」として存在する以上、領主に対するかかる人身従属のみではなく、商品生産、流通を前提としていたと考えることができる。正和三年頃、符坂座はすでに奈良における油販売を独占していたらしく、東大寺大仏殿油倉への配給も引受け、その独占権をも主張していたから、この時期における符坂座の活躍情況も想像できるものである。すでに、永仁四年、東大寺灯油田東喜殿庄の油は銭納されているから、この頃には、符坂座が油の供給をひきうけていたと考えられ、鎌倉末期、符坂座における商品生産、商品流通の占める比重は相当に大きかったことはうかがわれるのである。したがって、符坂座は、寄

人、神人としての領主との人身的従属関係とともに、商品生産、商品流通に従事するという二面性を有していたと考えられ、これが初期における座の構造であったと考えることができよう。それは、私が以前に詳述した手工業、工人の座の構造と同様の特徴をもつものと考えられるのである。

この、賦課物が不定額であるということ、諸役免除であるということに具体的にあらわれる領主と座との人身的支配従属関係は、寄人を称さない、おおむね中世初頭から存在せず、後期になって出現する他の座とは全く異なる点である。それでは次に「中古より出来」といわれた矢木座に視点をうつそう。同じく大乘院家の油関係の座である矢木胡麻仲買座は、門跡方油として一斗五升、衆中年貢として三貫文の年貢が定められていたのである。この矢木座と符坂座の負担のちがいは座としての成立の時期や事情のちがいであると考えられる。さらに特徴的であるのは、符坂座が、寄人、神人としての人身的従属―諸役皆免という関係を基本的としたのに対して、矢木座においては、すでにかかる諸役免除という関係は問題とならなかったという点である。このことは、矢木座衆が、寄人、神人というよう

な特殊身分的拘束をうけるものではなく、普通の農民身分のまま、その反面として、商業に従事したものであったことを暗示している。そして、彼らの公事銭―年貢納入の反対給付としての矢木座の得た特権は、国中における胡麻の販売権ならびに販売独占権であったのである。すなわち、商品販売の独占権賦与のために、商業利益の上分を領主に上納するという、全くの商品経済を前提として成立したものであり、旧来の座がもっていた人身的支配従属関係は問題にならないものである。したがって、符坂座の本所への貢納額が不定額であったのに対し、矢木座のそれは、定額の貢納であった。かかる両座の性格は、従来は、座として一括して、同様のものと考えられていたのであるが、以上のように異なっていたのであり、この相違は、その成立の時期における商品経済の発展にかかわるものである。それをうけて、符坂座のごとき座においても人身的従属関係よりも商品経済への依存度をたかめ、座の主張する特権の基本も、課役免除から独占権を主張する段階に移っていたことを意味するものであり、しかも、かかる商品経済の発展によって、他の競争者が広汎に出現するという事態に

よって、説明することができる。この特權の變化と、新しい座の成立の経緯については、領主權の問題と關係させて、前章で、すでに述べたところである。

符坂座においても、すでに正和三年、奈良市中の油生産ならびに油販売を独占しており、東大寺大仏殿油倉と争論をおこしている。大仏殿油倉は、油免田を国内において十六町有しており、そこから油の供給をうけていたが、永仁四年、東喜殿庄において油の銭納が見られ、これを初見として、そのころから、おいおいに代銭、又は代物納に切りかえられて行き、油は、商人から問を定めて買得するようになっていたらしい。すでに、この頃、符坂油座は、奈良市中における油の独占販売を称していたから、東大寺大仏殿油倉としては符坂商人から油を買う以外に方法はなかったのである。<sup>14)</sup>かかる符坂商人と事をかまえた油倉が、ついに一滴の油も欠如して困窮したという事態になるのも当然のことであった。

かかる独占權をめぐる争論として名高いのは、応永・文明両度にわたる、符坂、矢木両座の争論である。この争論は、符坂座の胡麻購入優先權、矢木座の胡麻他国搬出制限

を規定して、符坂座の全面的勝利に帰している。

かかる符坂座の強固な独占權の遂行が、従来いわれていたような、本所のもつ律令制的、慣習的、形式的權威によるものではなく、現実的な支配權にもとづいていたことは、すでに前章で述べたところであるが、油寄人について、その過程をしてみると、一乘院、大乘院、その他寺院それぞれに、独自の寄人を有しており、それぞれの人身的從屬關係にもとづいて、要用の油を進納したものと考えられる。

ところが、彼ら寄人神人が、商品生産、流通に従事するということになってはじめて、販売權が問題となり、やがて競争の激化によって独占權が問題となってくるが、独占權を主張するためには、その活動範圍における領主の支配權による保証がなければならぬ。符坂油座が、大和一國における油販売以下の独占權を確保して、独占的な座として、他を押ええたのは、春日社を背景とした興福寺、ひいては、一乘院、大乘院兩院家の、大和一國にわたる統治權の確立というものが、大きく作用していたことが先づ第一に考えられる。しかし、大乘院、一乘院ともに有した油寄人<sup>15)</sup>の中で、大乘院寄人たる符坂油座が、独占的地位につけたのは、

何故であろうか。それは符坂油座が、大乘院寄人であるのみならず、春日白人神人として、神木入洛奉仕、社頭油を沙汰するものであったことによるものであると私は考えた。いうまでもなく、興福寺の大和領有は、春日社の神威を背景とするものであり、符坂座が、春日社の白人神人であるとともに、大乘院の寄人であったことが、符坂座が他の寄人を押のけて、油販売以下の独占を主張できた原因と考えることができよう。

しかし、符坂座が、現実には大和一國にわたって、油販売の独占権を主張しえたかという点、それは、はなはだ疑問である。雑事記による中世後期の段階では、符坂座の独占権は、おそらく、符坂座の新座として存在した河内木村座とならんで、奈良市中と、その周辺に限られたものと考えられる。しかも、その奈良市中における独占権においてすら、箸尾油シホリの座等によって、おびやかされていたし、中世後期においては、神人、寄人をもつてしてのみでは、その独占権も守り得なかつたのである。然して、符坂座においては、一乗院へも、年貢油を進上して、その販売独占権を守っていたようである（文明十七年五月二十一日条）。また、

符坂座の新座として、奈良での販売独占権を認められていた河内木村座は、「是巨多之得分之故歟」（文明十二年一月二十七日条）と云われていただけあって、衆中の龍田には油五分、同じく森本元林院には二荷別に五升宛、大乘院門跡には二斗分の年貢を出していたが、まだその他に、「西北院、円満院、蓮花院之学順房、古市以下、自木村年貢取之仁也」（文明十二年九月二十一日条）と云われ、また若宮殿もあげられている。このように方々に年貢を出すことによって、その独占権を確保していたのである。このような事態は一体、何によって生じたであろうか。一つには興福寺一両門跡の支配権の動揺によるものであり、また一つには、符坂座の生産の限界、ならびに新しく国内所々におこってきた農村の座の出現によるものである。前者については、後章にゆずれ、以下において後者を中心とする、中世後期の動きを見ることにしよう。符坂、木村両座によって独占されてきた箸尾油シホリの座によって、その独占もおびやかされるにいたる。このように農村におこってきた座は、在地土豪の力を背景に、その地域一帯の販売供給をひきうけ、し

かもこの時期には奈良への進出もくわだてるにいたるのである。次に、この新しい農村の座と、旧来からの座との争剋を、先にあげた、符坂・矢木両座の、応永・文明両度の争論を通じて見てゆきたいと考える。文明の争論の裁決のキメ手となったのは、応永の争論決着後の矢木座衆の暗文であった。以下全文を掲げよう(文明元年十二月二十六日祭所載)。

敬白 天罰、――

右元者就胡麻買送事、符坂寄人等訴訟事畏承候也、所詮於自今以後□□、イツクノ市ニテモ候へ、符坂ノ寄人ニ諍候テ、買取ル事アルヘカラス候、彼寄人ヲ本トシテ、買残テ候ハハ胡麻ヲハ可買之候、次ニ不可出他国之由事、畏承候畢、可存其旨候、乍去馬ノ一駄又ハカタニ・サシ荷ナントノ事ヲハ、可蒙御免□□<sup>(候)</sup>、ソレヲハ可仕候、五駄トモ十駄トモ不可出之候、若此条々偽申候者、奉始梵天・帝尺・四大天王・大日本國主天照太神<sup>(大)</sup>・正八幡宮、殊ハ春日大明神・七堂・三宝、別シテハ南円堂観自在尊惣シテハ日本國中六十余州ノ大小ノ神祇の御調ヲ、各々ノ身ニ可蒙罷候、仍惣請文状如件

応永十二年九月十四日

円道 源三郎 藤太郎  
七郎 五藤次 又太郎  
藤園 藤七 新太郎  
源四郎 徳法師各在判  
左近次郎 左近 金吾  
五郎各在判別紙也

すなわち応永の争論は、矢木座が大和の市にて買った胡麻を他国へ輸出したことに關して、胡麻高値を嫌つた符坂座が訴訟をおこしたものである。然してその結着は大和国内の市における符坂座の胡麻購入優先権、矢木座の胡麻他国搬出制限を認めて、符坂座の圧倒的勝利、矢木座の敗北に終っている。

文明元年暮にはじまった争論は、河内国の胡麻を、直接に商人の手より符坂が買取つたことについて、矢木座が抗議したことにより初まった。矢木座の主張は、他国へ符坂の者が出向いて胡麻を仕入れることには異議を云わないが、他国の商人を奈良に引入れるのは矢木座として迷惑の次第であるというところにあつた。これに対して符坂は応永の起請文を提出したのである。門跡尋尊は、「今案実ニ他国

商人ヲ可入奈良并國中条不可然事也、然者他国商人又公事ヲ可沙汰事也、符坂用計ナラハ、行向テ可取事哉、此咄文他国商人ヲ可入当国之由ヲハ不書者也、咄文文言ト只今沙汰問答ト不相当事也、且如何」(文明元年十二月二十六日条)と云っている。しかし翌文明二年、土蒙古市筑前守の申すところにより、「古麻、綿実等、符坂へ持入分ハ、為矢木座不可成違乱候、其外別在所へ持入事候ハバ、如何様ニ候目付ヲモ付候テ、為矢木座商人荷ヲ可落取之由、可有御成敗旨申堅候」(文明二年四月十四日条)という結着になり、他国の荷も符坂へ入る分だけ認めるということになって、またまた矢木座の主張は認められず、敗訴に終っている。

以上、二度の争論から判明するところを述べてみよう。

第一に、胡麻仲買専門の、すなわち、原料の仕入れ販売の座としての矢木座の応永頃からの成立を見ることができた。第二に、その矢木座の存在にもかかわらず、符坂座の圧倒的優位を保つ胡麻買付権は、符坂座が原料仕入れ―生産―販売の過程を一者でもって行うという古い形態を維持していることを示すものである。第三に、かかる符坂座の存在形態は、大和における分業の未発達による徴証とみるべき

ではなく、応永以前からの矢木座の存在と考え併せれば、古くからの由緒ある座としての符坂座の保守的な形態維持の結果であると考えられる。第四として、符坂座は、国内市场においての、矢木座に優先する胡麻買付権、他国商人より直接胡麻買付権を有していたのであるから、矢木座の胡麻販売先は、符坂座以外に、その大部分を有したとしか考えられず、豊田<sup>⑧</sup>、佐々木両氏の云われる如く、矢木座の最大の顧客が符坂座であるとは考えられない。したがって、胡麻仲買座としての矢木座の成立は、箸尾油シホリの座と云った、農村に新たに興ってきた油生産の座の成立を前提としたものと云うことができ、ここに符坂座とは別個に、原料仕入れ、生産、販売等を分化せしめた、座の成立を指摘することができる。これらの座が、農村における商品経済の発展の結果としておこってきたことは、大和在々所々における、籾篇、薦、檜物作り、菅笠作り、その他、農間副業としての商品生産の座の存在、また、佐々木氏が、かつて指摘されたように、<sup>⑨</sup>反銭や公事の銭納化の問題から推定できるものと考ええる。事実、油商売においては、箸尾とは別に、片岡、吉田地下人が挙げられているし(文正元年



十二月十二日参、矢木座に対する新儀非法として、森屋、結崎、龍田等の住人が訴えられており（長祿三年八月十五日参）、国内所々における油生産の状態を知ることができるのである。

ところで、かかる生産と販売の分離は、生産力の発展の結果であって、分業の進展ということが出来る。この分離が進展する方向としては二つの可能性が考えられたと思われる。すなわち、一つは、符坂座自身が、自己発展の過程において、生産部門と流通部門に分裂していくという過程であり、今一つは、この矢木座や箸尾油シホリの座などのような新興の農村手工業の分化の場合である。ところで、かかる生産と販売の分離が、前者のような形をとらず、後者のような形で進展したことは実に興味深いことであって、農民経済により密着した農村手工業が、座という形をとるにもせよ、旧来の特権的手工業を追いこして発展して行くのであった。

ともあれ、かかる生産部門と流通部門との分離は、生産力の発展の結果であり、その過程はまた逆に、生産力を発展させるから、この油座の場合、当然、農村手工業の優位性が考えられる。時代が下って、長享頃になると、符坂座

も、矢木座から胡麻を買い入れている。このことは、すなわち、符坂座は、応永・文明両度の争論によってかち得たところの矢木座に対する胡麻購買優先権を、自ら放棄せざるを得なくなったのである。

このような符坂座の勢力減退、分業形態への立ち遅れの原因は、一つには、符坂座の有していた販路が、奈良市の中の多くは神社であったことにもよると思われる。神社での油必要量は中世を通じて、それ程増加しなかったし、また、奈良は、国中の中心として発展したとは云え、京都などとはちがいがい、それなりの限界をもっていたからである。それにもまして大きかったのは、油は、この時代すでに灯油として一般に普及し、市場が増大したのであるが、農村を主とするこの広汎な需要に対応しえなかったことによると考えられるのである。というのは、雑事記を通じて見る事ができる生産部門と販売部門の分化の例は、火鉢造り座に対する京都向け販売業者としての火鉢造り京座、乙木萱簾篇座に対して、京都向け輸出専門売手座としての奈良座、それに、生産専門の田原本檜物座に対するその檜物の売手座としての箸尾の坂手座等があげられる。檜物などのよう

に農民的商品にもなりうるものは、奈良における棺物師座とは別個に、農村に興ってきた座が分化を示すという形をとるにひきかえ、火鉢のように——この火鉢はいわゆる奈良風炉を主とすると思われる——奈良、京都を需要の最大とする商品は、特権的都市手工業内部で分化を遂げるにいたるのである。乙木簾のように、農村手工業でありながらも、農民層の需要をもたぬ、同じく、京都、奈良向け商品は、奈良の簾屋に支配され、その問屋制的家内工業の枠内にはめこまれるといった形での分化を示すのである。したがって、この油座の場合も、油の、この時期、農村における需要の増大を背景としてはじめて、農村におこってきた新興油座の機能分化、発展、符坂油座の停滞という事態が解釈されうるのである。

以上のごとく、都市商工業、農村商工業はともに、それぞれに応じた形態によって、生産、流通の分化の過程を歩むにいたる。それが中世後期、大和における商工業の一般的趨勢であった。かかる商工業座は、ともに領主権力によって、特権を獲得し、それぞれ生産—流通部門を通じて独占ルートを形成している。これは一面では中世的特色であ

ったと云えるが、市場販売のみを目的とし、一定額の公事銭納入によって、その地域の販売権、販売独占権を得た点もはや符坂油座に見られるごとき、人身従属、不定額の奉仕等に表明される寄人、神人的座衆の実態とは程遠く、質も異なるものであったと云えよう。

以上のように、油座を初めとする手工業関係の座における機能分化—座商業間における分業関係の進展は、生産部門と流通部門の分離という形で行われたが、商業専門の座においては、かかる機能分化は、問屋と小売、又は運送商人—馬借と云った形での分化として行われた。次に、かかる形態の具体例として、大和の塩座について見てゆくことにする。<sup>22</sup>

雑事記に記載される文正頃、大和には所々に塩座があったようであるが、なかでも、大乘院門跡方には正願院塩座と称するものがあり、本座としての問屋四カ所と、別に振売をなすサタミの座があった。この塩座の詳細については、小野晃嗣氏「興福寺塩座衆の研究」<sup>23</sup>、豊田武氏「大和の諸座」<sup>24</sup>に尽くされているので、ここでは重複をさけて省略し、論旨に必要な点だけに止めたい。

さて、この本座というのは、問屋と称しているが、その実態は塩を升計で所々十方に売るもので、この問屋の外は奈良中商売を禁止したが、南市、北市、中市では市座役を沙汰しているので、市日には問屋より塩をうけとって売ることを許可している。これに対して、シタミの座というのは、下箕の座であり、箕に塩を入れてかつぎ、振売をなすものであった(文正元年閏二月十九日条)。この本座とシタミの座との関係は、小野氏、豊田氏ともに、本座衆は問屋のみであり、シタミ座は他の史料に座衆として出てくるものと同一で、その小売人の座であって、問屋の塩をうけて行商したものと考えられているが、おそらく当を得たものと考えられる。したがって問屋は、市座のもの、シタミのものに塩を卸すとともに、自身屋内売をなしていたものである。しかし文明頃には、シタミの座衆は徐々に定着する傾向を有し、「正願院座塩座シタミノ座ノ居座ノ事」によれば(文明五年五月二十九日条)、

正願院座塩売シタミノ座ノ居座ノ事

死寺

一、三郎次郎、其子次郎太郎、其子春若丸、以上三代居座ノ

塩売也、屋形テカキノ辻ニアリ

浄土 脇戸  
 一、五郎、其子ライ三郎五郎、其子彦三郎、以上三代  
高島  
 一、左衛門次郎其子衛門次郎、以上二代  
脇ノ辻子  
 一、七郎次郎 二、源五郎  
池ノハタ  
今窪  
 一、清次郎 一、八郎次郎 脇院ノ辻ニテ売  
井上  
 一、清三郎 一、六郎 ニサカ

右以上是等人数代々居座ノ塩売ノ事分明候

文明五年癸巳五月廿八日

中院 三郎五郎判 十郎判

脇院 六郎四郎判 脇戸 五郎次郎判

代々といっても古いもので三代であるが、居座の塩売として九人の名を列挙している。このような振売の小売店舗としての定着は、問屋をして純粹に問屋として機能するにいたらしめたと思われる。では、この正願院塩座衆の内部構造をさらにくわしく見ることにしよう。

明応元年壬十月九日条にしたがえば、

一分自駄屋方々ニ下之其衆又毎月百文分塩上之

とあって、この駄屋は問屋の意と思われるが、駄屋に問屋より方々の座衆に塩をおろし、その衆が塩を小売し、座役として一〇〇文分の塩を毎月門跡方に納めたことがわかる。

これは、「正願院方塩座衆申、自問屋至座中之塩送駄之時

……」(文明七年四月九日参)という文言によっても確めうる

ものである。したがってこの時期には、問屋と小売との明

確な分離を見ることが出来る。問屋はこの当時、三カ所又

は四カ所あったよしであるが、この問屋と座衆との関係が

どのようなものであったかは残念ながら語る史料をもたな

い。ただ推測されることは、おそらく、この問屋が独占に

関して強力な主導権をもっていたであろうことである。

それでは、このように分配された塩はどのようにして奈

良に入つたであろうか、同じく明応元年閏十月九日条によ

れば、  
一分塩駄売買立野以下馬共入奈良、一正別公事馬口錢進上、  
自駄屋取進之

とあり、また文明五年四月二十七日条によれば、

抑此駄者百二十疋也、(寄)平郡郡立野、龍田、世屋以下者共商売

也、此内三十疋ハ一乘院方座自専也、其余ハ当座衆大乘院方

自専也、月迫ニ馬一疋ニ百文宛年貢出之、自問方一貫(一)、文

門跡ニ進之、其余ハ問得分也、近來ハ百二十疋ハ無之云々、  
(四)此間ハ大乘院方ハ二人西御門ニ一人、紀寺ニ一人、一乘院ハ一

人芝辻ニ在之云々

塩は堺を初めとして所々より奈良へ運び込まれたが、此駄

は一二〇疋に制限されていた。此塩駄運送の商売には、平

群郡の立野、龍田、世屋のものどもが従事していた。此一

二〇疋のうち三〇疋は一乘院方の塩座衆が支配していたが、

九〇疋分は大乘院方の塩座衆の支配分であった。運送のも

のからは月迫に馬一匹につき百文宛の年貢を出したが、こ

の内一貫文余は門跡に納め、残りは塩問の得分となつた。

しかし近頃は一二〇匹もないという事情を示したものであ

る。

堺から大和への道筋にあたって、交通の便のよいところ

に住む、立野、龍田、世屋のものどもが従事していた塩駄

運送は単なる運送業ではないようである。単なる運送業と

しては、矢木には駄賃座が存在していたから、その存在も

考えられるが、駄賃馬であったなら、塩問屋から駄賃を支

払つたはずであり、それが反対に、立野以下の者共から塩

駄に対して一疋につき百文の年貢を払っているということ

は、第一に、堺はじめ所々から奈良へ塩を持ち運び問屋へ

れる。それは、

一、立野、龍田・片岡代官上洛、塩駄事、五个所者共致其沙汰廻先日他所者売買云々、以外子細也（文明元年十二月五日条）

に売買とあることによっても明瞭であろう。第二に、その商売の権利は、最初、奈良の間屋が持っていたものであるが、それを立野以下の住人にゆずり、その代償として、一疋に百文宛の年貢をとっていること、以上の事実を示すものと思われる。したがって、はじめは奈良の間屋が堺以下所々の塩を買入れ、奈良へ持運び、奈良にて売却すると云った、仕入れ、運送、小売を兼帯していたものが、配下に小売商人をひかえて問屋となるとともに、仕入れ、運送の権利を年貢をとって他人に貸与し、名実共に問屋として商業ルートの中枢にすわる事情を読みとることができよう。

以上によって、中世初期には、仕入れ、運送、小売を兼帯していた奈良の塩座は、すでに文明前後、運送、問屋、小売の別に分化を示しており、更に小売店舗の成立をさえ見るにいたっていた事情を説明しえたと考える。

それでは次に、これらの座衆の内部組織について触れることにしよう。シタミの座については、次の史料によって、

大体、その内部組織を知ることができる。

五十二燈如例年塩座御油、件御油ハ当門跡之塩座衆沙汰也、一升者長器、一升者十合、塩衆一臈之者新尼云々進之、座衆共

沙汰也、一臈徳分在之事也云々、当時一臈ハ井上ニ在之云々、

（文明十年二月十五日条）

とある。この文書の限りでは、この塩座が本座を示すか、シタミ座を示すか明瞭ではないが、文明二年の同じく二月十五日条に舍利講御油として、この二升油をシタミの座が沙汰するものとして出ているから、シタミの座のことであることはまちがいない。またそのときにシタミの座のこととして、「但惣座衆ハ不申入、両沙汰者歎申入者也」と記されている。これらのことから、シタミの座においては、惣座としてのまとまりをもち、また臈次によって、一臈または両沙汰者のような責任者の選出がおこなわれていたことがわかる。すなわち座衆内部におけるフラットな構成を知ることができるのである。シタミの座は振売であるので、「仍座衆人数不定也」と云われており、運送、仕入等における問屋層の独占が貫徹しており、その問屋塩の卸を受けていたからであろうか、振売の範囲においては比較的自己

由な商業を営んでいたということが出来る。

しからは、本座衆の内部組織はどうであろうか。史料的にすこぶる明瞭ではない。すでに文明当時、問屋は運送商人を分離し、輩下に小売商人をしたがえている。小売商人であるシタミの座衆を、前述明応元年閏十月九日条における、百文分の年貢塩を納入した「座中」と同じものと考えらるならば、座の内部組織は本座、シタミ座の両者を含んだものと考えられる。しかし、「問屋与シタミ座ハ各別二年貢進之」(文明十七年八月十六日条)といわれており、年貢は別々に納めたので、座の組織も別個であったと思われる。前述のシタミ座の内部組織についてあげた文明十年の史料も、年貢上納に關してのものであったから、正願院座としてのまとまりはもちながらも、本座とシタミ座は別個の組織をもっていったものであろう。したがって、座としては、一応別個の組織をもちながらも、問屋は商品流通のルートの中枢に坐って、独占権において確固とした支配権をもっていたと考えることができよう。

かかる問屋と小売の分化は、中世後期のものであるから、このような分化をおこす以前における座の組織は、どのよ

うなものであったろうか。この段階の商人は、運送、卸売、小売が未分離で一者が兼帯して営むものであったから、座はかかる商人の集合体として機能していたにちがいない。この座の組織については史料的に明確ではないが、前稿の近江の座や、手工業座の例に照らしてみても、また、シタミの座におけるように、藪次による平等な、入座年齢順構成による組織をもっていたと思われる。油座の例を引用すれば、矢木座は、農村商業として当然に「惣座」としてのまとまりをもっていたし、符坂座においても、「座一藪」(寛正元年二月二十九日条)が見られ、「上八人座中事自專」(延徳八年三月十六日条)と云われているのは、藪次制による組織を示し、「上八人」は、近江の座における年寄層と若衆のような年寄層に当るもの<sup>⑤</sup>と考えられるのである。

従来、先学によって、座の階層性が云々されているが、前稿においても触れたごとく、階層性の表現としてあげられた藪次制は、入座年齢順を示すものとして、むしろ平等性原理を前提としてもっているものであって、かかる藪次制によって構成されていた中世の座の組織はフラットなものであって階層的序列をその内部には含まないものである。

階層性として問題とするべきなのは、座の構成員と、座にふくまれない他の人間との間における階層性であると考え<sup>③</sup>る。

座内部の問題としては、座構成員間における平等性原理の尊重によって、階層分化こそが制限されるのであって、近江の商業座における、「かまど一間に馬一匹あるべく候」というような共同体的規制<sup>④</sup>が、座の発展にとって重視すべき問題となるのである。しかし、座内部における階層分化の傾向は、機能分化の傾向と相まって激しくなっていくのである。問屋とシタミの座との分離は、それを物語るものである。この塩座のように、座の組織として別個のものに分離し、商業ルートの独占強化によって、外から座全体を支配していくものもある。これに対して、座内部に階層分化を内包したまま、問屋層が座頭として権限をにぎる場合も考えられる。手工業座について考察したのと同様に、座頭職、問職という形で、売買の対象となるにいたる、いわゆる座における職の分化は、すべてこの階層分化の結果であると考えられ、従来、通説としていわれていたのとは逆に、平等的共同体的原理にもとづく内部構成が、中世的座

的構成であって、職に体现される階層的支配——財産権的なものに転化する——は、その崩れたところから出てきたものと考ええる。

以上、油座、塩座を通して、煩をいとわず論述したところを簡単に要約すると、次の如くである。中世初期に成立し、庄園体制に適合する商品経済を体现すると考えられる、寄人・神人的都市商業座は、庄園領主に人身的に従属するものであり、不定額の随時の奉仕を要求されることとにも、課役免除に代表される特権を有したことに、その特質を有した。彼らは領主に従属し、特権を与えられることによって、農業より分離して、専業の商工業者として存在することができた<sup>⑤</sup>。彼らの商工業活動は、生産と販売、または仕入れ、運送、小売の機能分化がなされず、一者が兼帯するという形態をとっており、彼らの座としての組織は、成員相互における平等性原理を基本とする構成を有していた。

これに対して、商品経済の発展は、新興の商工業者を広汎に出現させ、旧来からの座の特権強化の動きは、かかる新興の商工業者をも座としての特権団体に編成せしめる。

この後段階における座は、商品流通における販売権、独占権の獲得という面でのみ、領主と接触し、定額公事を納入するという点に特色を有しており、領主に対する人身従属は見ることができない。したがって前段階の寄人・神人の座衆、または給田附与の手工業者等の商工業座と、この座との間には質的な差異を見ることができよう。かかる座も当初は、構成員相互の平等な共同体的規制を、その内部組織にもっていたが、それは商品経済の発展によってくずれざるを得ず、階層分化は機能分化と相まって進展するのである。すなわち、生産と流通、問屋と小売と云った形での分化が進行するのである。

かかる過程は同時に、農民的商品経済の発展にもとづき、農民の農間余業としての商工業従事による農村商工業座の成立、発展の過程であった。したがって、機能分化は、職種の性格により、次の三通りの過程をとって行われるのである。すなわち、

- ① 都市商工業座間における機能分化の過程
- ② 農村商工業座間での機能分化の過程
- ③ 農村手工工業座に対する都市特権商人による問屋的支配

以上のごとくであった。③はもちろんとして、①②のどちらの場合をとっても、いずれは、商人による手工業者に対する支配が貫徹してゆくものと思われる。

- ① 清水三男氏「中世の座の性質について」『中世社会の基礎構造』所収。
- ② 赤松俊秀氏「座について」『史林』三七卷一号。
- ③ 黒田俊雄氏「中世の村落と座」『神戸大教育学部集録』二〇号。
- ④ 筆者稿「中世手工工業座の構造」『歴史学研究』二七二号。
- ⑤ 遠藤元男氏「日本職人史の研究」さしづめ「職人の組織としての座の一考察」。
- ⑥ 清水三男氏前掲論文。
- ⑦ 豊田武氏は座を多面的にかかる問題について究明されているが、なお具体的に分析すべき問題は多い。
- ⑧ 『歴史地理』六四卷三・四号。
- ⑨ 『経済学季報』十七号。
- ⑩ 『奈良市史』。
- ⑪ 東大寺文書卅四（京大影写本）。
- ⑫ 奈良および國中の検断の執行権をもつ官符衆徒をさすと思われる。
- ⑬ 東大寺文書卅四。
- ⑭ 東大寺文書卅五。
- ⑮ 年久櫛庄東大寺法華会大仏供新田百姓交名断簡（東大寺文書卅三）には、「一反鶴丸一乘院家長講堂御油寄人」というように、三人の「乘院油寄人の名が見えて」。
- ⑯ 永島福太郎氏前掲書。



⑰ 座の生産・販売能力による活動の限界、その慣習化という条件、後期においては実力者としての土豪の問題等を考えねばならないであろう。

⑱ 豊田氏前掲論文。

⑲ 佐々木氏前掲論文。氏は、符坂座が矢木仲買座から胡麻を購入する矛盾を指摘しながらも、符坂座の直接購入の困難さに、理由を求めておられるが、さてどうであろうか。また、氏は矢木座の胡麻販売先として国内一般油商人の存在を指摘されている。

⑳ 佐々木銀弥氏「荘園における代銭納制の成立と展開」〔中世の社会と経済〕。もちろん、この場合問題になるのは、農民自身の換貨による銭納化の事例である。

㉑ 柳田国男氏「家灯の火」「油と行灯」『定本柳田国男集』第廿一卷。油座の例によって見たごとく、商人座は、生産と販売の座の分離という機能分化によって、手工業座から分出されてくるものであり、論理的には、このような経過をたどって成立してくるものと考えられる。

しかし、事実としては、畿内における商人座の一般的成立が中世後期に見られたとしても、需要の多少により、職種によっては、同時期に未分化なものが見られるのは当然のことであり、また、特別の品種、例えば自給生活にも必要な非自給必需品としての塩とか、領主層の消費生活の欲求に答えるもの、奢侈品、材木等については、中世初期から専業の商人の座を存在せしめたのは当然のことである。すなわち、領主である寺社貴族に、神人、供御人、寄人として把握されている商工業者の中には、中世初頭から専業の商人団体としての座も存在する。祇園社の綿本座神人、堀川の材木商人等は、そのいちいちの例であって、京都での売買のみならずわたったものである。これら商人座の性格は、中世後期に手工業座と分離して成立する商人座と同じく、当

初から、市場販売のみを目的とし、公事納入によって、領主から特権を附与されたものとは決して考えることはできない。手工業者が領主への作物上進を基本とし、その余剰品を売買したごとく、商人座にあっては、何らかの形で奉仕をもととし、その余暇でもって商業を営むという形態をとったものと考えられる。それははじめにかえって、神人、贄人（供御人）、寄人等の成立と、座の成立とに段階差を考えるという所論からも考え得られるものである。神人、寄人、供御人等の成立は、全く領主との人身従属関係によつて、彼らが商業活動に従事することによって、彼らの特権をまもるために、連帯組織としての座が成立するにいたる。したがって、座は当初においては、領主との人身従属関係に深く規定されていたのであって、中世初頭から存在した商人座が、奉仕をもとした組織であったことは、その成立の過程を考えるとき当然の成行きなのである。京都上京の商業を押えた四府駕輿丁座とならんで、下京の商業を制覇したのは、祇園社の神人であるが、これらの神人は、祇園御霊会における神事奉仕のために設定されたものである。なかでも綿座は、本座と新座が存在し、すでに康永二年、その販売独占権をめぐる争論をおこしているが、いま注目したいのは、本座、新座両者における課役の相違である。本座は町人と称する定住座商であるが、下居御供神人として保延年間建立を由緒とし、所役としては六月祇園会祭礼のときに、四条高倉において、役神供米四、五〇マ、（恐らく斗カ）を進じ、また三カ年に一度出札根銭を出している。これに対し、建仁年間建立を称する新座散在神人は、毎人別二〇〇文を御節供料として出していたのである。これをもって、本座はあくまで神人としての祭礼奉仕が基本となっているのに対して、新座においては、人別二〇〇文の年貢銭が納入されることによって散在商売の権利を確保したと見ることができ、ここに本座、新座の

質の相違をみることが出来る。

すなわち、四府駕手丁座や祇園綿座に見られるごとく、商業座にあっては、中世初期においては、座としての性質上、当然商業行為を伴いながらも、神人、供御人、寄人として、座の構成員は領主層との支配従属関係が基本となっていた。中世を通じての商品経済の発展は、これらの座の成員においても、じょじょに商業活動の比重をたかめ、それとともに、座として領主への依存度から解放されて、独自性をもちにいたる。それは市場販売特権獲得のために公事を納入するという、領主と契約関係になった新しい座の出現によってとみられるのであって、この経緯は手工業座の場合と同様であるが、商人座は商品流通に最初からたずさわっている関係上、手工業座ほど領主との支配従属関係が鮮明にあらわれないものである。しかしこの原則は商人座の場合にも貫徹していたのである。

かかる商人座の内部構造とその展開については、近江保内座を中心とした、筆者稿「中世商業の展開」『日本史研究』五一号参照。

⑳ 『寺院経済史研究』日本宗教史研究会編。

㉑ 註⑧に同じ。

㉒ 筆者稿「中世商業の展開」前掲。

㉓ 従来、階層性を問題にする場合、ここに混乱があったのではなからうか。むしろ座の場合、その排他的平等性が問題となるのではなからうか。

㉔ 商業資本の発展にとつては、従来いわれていたのとは逆に、商人相互の階層分化をおしとどめる共同体規制こそが桎梏となるのである。

㉕ 前章註⑥参照。

### 第三章 領国経済の成立とその性格

前二章にわたって、庄園領主経済と座との関係、座の内部構造と、主として座の問題に限定して考察してきたが、本章においては、かかる座の性格転換において見られるような、商品経済の変質の問題を、市場構造を中心として、とりあげて行きたいと思う。

古代律令制の中心地として、また、中世庄園制における庄園領主の所在地の一つとして、奈良が隔地間流通の拠点として、比較的早くから存在したのは当然のことであった。鎌倉末期、一乗院所属の具新座寄人の四郎が、信濃まで鋏を売りに行き殺されたという著名な事実は、自給自足経済における非自給部分を占める農具が、隔地間取引の商品として、奈良と地方を結んで流通していたことを知ることができる。かかる地方と奈良とを結ぶ隔地間商品流通の存在の史料を、不幸にして、他に知ることができないが、奈良大工の地方出張の例や、河内丹南の鋳物師の製品である鐘が、地方に普及していることから見ても、大体のところとして、云えることと考える。これに対して、奈良と、その

他の畿内諸都市を結ぶ流通は早くから開けていたようであり、殊に、京都、堺とのそれは著しかった。これらも、自給經濟における非自給部分としての塩等が、主とした商品であった。奈良に搬入された塩は、瀬戸内海地帯生産のものであり、その流入路は、堺から入るものと、淀を経て、木津から入るものと、二つを数えられ、堺からのルートは、勢野、龍田を経る大和街道を通るものである。この二つのルートは、塩に限らず、その他の商品の流通路であったと考えられ、木津、堺の商人は、興福寺支配下の寄人、神人として、その商業特権を得ていたものが多かった。火鉢、塩等における木津座の存在、また、堺においては、左記の有名な文書における如くであった。<sup>④</sup>

春日社供業備進市庄神人等申堺浦魚貝売買盡事、依有吉野通達之疑、近日被停止之間、神供令闕如云々、所申無相違者、可被免供業売買、若又有子細者、可被注申之状、依仰執達如件

建武四年六月十一日 (尚師直)  
武藏権守 (花押)

細川兵部少輔殿

その他、かかる隔地間取引の特産品として、著名なものに

は、萱簾、菅笠がある。萱簾は乙木萱簾と云われ、乙木庄近辺の自生の萱によって製作するものであるが、すでに応永年間、京都一門の簾販売を独占している。<sup>⑤</sup> 菅笠は、摂津深江近辺の産出で、奈良に輸入され来たものであるが、天王寺、堺、京都、奈良と、その版図をひろげており、特産品流通の状態を知ることができよう。

以上のように、奈良は、畿内における諸都市とを結ぶ非自給製品、特産品流通の一つの中心点であったと同時に、畿内先進地域の一環として、地方との隔地間流通の結節点としても存在したということができよう。ところで、奈良は、座が領主の従属下から抜け出して独自の發展を示し、新しい商品經濟が、旧来の自給自足的經濟に立脚する庄園經濟のなかに、徐々に浸透してくる頃になると、新たに流通圏の結集点として機能するようになる。すなわち、大和平野全体を一つの圏内とする領國流通圏の結集点として機能するように考えられるのである。以下において見て行こう。

奈良の都市としての發展を示すメルクマールとして、市の問題がある。いわゆる中世奈良の三市は、南市、北市、

中市であるが、北市は鎌倉中期頃、一乗院郷に設立されたものであり、南市は、大乘院門跡が、同末期（正応三年以前）市場神を勧請して設立したものである。中市は、興福寺六方が、室町初期（応永廿一）建設したものである。ところが、このうち南北両市は長祿年間には、すでに衰退しており、のこる中市も、天文頃には衰退するのである。この衰退の理由は、雑事記載当時における奈良市中における多数の間屋、店舗商人、振売の存在に考えられ、振売の如きは、前章でのべたごとく振売商人の定住⑤・小売店舗の発生まで見られるのである。すなわち、奈良においては、室町期において、市から町場への発展が徐々に行われ、市は、そのなかで発展的解消をなしていったのであると考えられる。⑦

このような都市発展の性格を規定するものは、大和平野における農村諸地域の発展の状態であろう。堺から奈良に入る大和街道沿いの龍田、世屋、立野には、塩駄稼ぎをするものたちが居たことを前章で見たが、この龍田には、すでに弘安、延慶頃から市を成立せしめていたという。また、北大和と南大和の中間に位置し、和泉、河内から、伊

勢へと通ずる横大路と、南北幹線である下津道との交差点にあたる矢木では、長祿、文明頃、一箇月中、毎日市がたつという盛況であった。このような市に往来し、市を支えるものとして、「田舎座」といわれる農村商工業座の一群があった。これら田舎座の分布、存在形態、性格について、史料の判明するところにしたがって、以下に考察しよう。ただ、おことわりしておきたいのは、史料の限界によって、大乘院関係の座が主となるという点である。

工人の座については、もっとも大きな需要が社寺であり、奈良市中の東大寺、興福寺、春日社がその大部分を占めているので、工人もそれらに附属するものが多く、また、その他の国中の神社についても、これらは春日社、興福寺の末社末寺が多かったから、それぞれ専属の土工と云っても、奈良の工人が多く、かれらによつて、土工職が競望せられ、早くから利権化していたようである。例えば長谷寺は大乘院の支配下にあつたため大乘院座の番匠の中から、土工、権大工が補任されたごとくである（長祿元年十一月二十三日条）。したがって、田舎座として独自の座の結成を見ることができないのであるが、田代文書にある大工処の売券のごとく、

三カ村にわたる大工処の存在<sup>⑤</sup>の例もあるから、史料的な問題とも思われる。

ただ鋳物師については、下田と三輪にそれぞれその集団があった。手工業座としては、分明のもので、田原本庄に檜物の作手座、乙木に簾篇座、万歳に管笠作の座、丹後庄に薦座等をあげることができる。手工業製品の販売の座として、田原本の檜物を売る箸尾の坂手座がある。また油シホリの座として、片岡、箸尾等の住人が挙げられ、これらの座は原料の胡麻仲買に従事する矢木座の胡麻を買受けて油に絞り、販売したものと思われる。矢木座については前述したところであるし、著名でもあるが、大体を述べると、文明九年、筒井、箸尾などの東軍が戦いにやぶれたとき、矢木座の座衆のうち、その被官であった筒井、箸尾の住民も逃散したことがある（文明九年二月二十七日条）。また文明十七年には、この矢木座には新座ができていて、文明七年当時一斗五升であった油年貢を、本座一斗二升、新座三升到分轄している。この新座は平部里のもので（文明十七年十一月八日条）、本座のものとして、この数年来、長本として無沙汰せしむるものとして、唐古ノ左近、小南ノ宮内、但馬ノ六

郎、龍田ノ田中衛門太郎、同兵庫の名が挙げられている（文明十八年十月二十一日条）。したがって矢木座としての座衆には、矢木はもちろんとして、筒井、箸尾、唐古、小南、但馬、龍田等の住人を含んでいたようである。新座として平部里の住人が見られる。更に矢木には、胡麻仲買等による発展からか、駄賃座も形成されており、矢木市は一箇月中毎日立つという盛況であった。また、矢木座の胡麻売買独占権を侵犯したものに、森屋、龍田、結崎住人、また唐古住人があげられるから、これらの住人もまた、胡麻仲買に動いていたことを知る。

その他、飯室座としては、文永頃には曲川庄住人が組織した一座、平群郡一帯の地を根拠にする一座があった。下って、長享頃には、五座が國中売買をなしていたが、それは五位庄座（大乘院座）楊本にある大仏供座、明王院の温飯座、山口座とも号する乙木座、木原座（十市郷カ）の五座であったが、その専売権の地域をめぐる争論をおこしている。また布留郷には黄皮座があった。山田上下庄は、附近の山中より柴を伐り出し、売り歩いて柴座を形成していた。三箇院家抄には雑紙の座として、五位座、十三座、

山座等があげられているが、五位座はおそらく五位庄と思われるがその他のものは不明である。

以上、大体史料にあらわれる限りでは、このようなものであるが、これは大乘院関係のみであり、史料が亡失した一乗院関係のものをくわえると相当の数量にのぼったであろう。地域的なまとまりをもちつつ、それぞれ、生産に、商業に従事している有様がうかがえるものであり、大和一国にわたっての商工業の発展を見ることができると。

これら商人、手工業者の主体は、この限りでは明瞭ではないが、ほぼ、この座の所在地の農民たちと見てまちがいないであろう。

丹後庄の薦座は座衆四〇人を数え、奈良中へコモを売りに出かけていた。ところが、文明十二年、丹後庄と奥転経院との間に確執のことがあり、奥転経院は六方に申出て、丹後庄の者共の奈良入りを停止した。したがって薦売座衆も奈良に立入ることを禁じられたので、座衆は大乘院に対し、商売ができないから公事を沙汰しない旨、申入れている（文明十二年十一月二十八日参）。このことから、丹後庄民と丹後庄コモ売座衆との一致を見ることができると。この四〇

人すべてが丹後庄民であったことは断定できないし、その他近郷のものも入っていたと思われるが、大体、丹後庄民を中心に農間余業としてコモを作り、それを奈良へ売りに出かけたものということができよう。丹後庄は大乘院方の庄園であるから、その関係からか、大乘院を本所と仰ぎ、なお、御後見と内侍原（なしはら）に年貢として、コモ百枚を上進して、奈良市中の独占権を獲得している。

乙木庄にあった萱簾篇座は、応永頃すでに存在し、室町期を通じて盛行を示した。応仁の乱以前には、座も新座、孫座におよび、座衆も数十人を数えたという。乙木庄は文永頃の記録によれば、庄民は下司等を入れても十数人であるから、時代が下るとは云え、庄民すべてが参加したとしても、これだけの人数にはならない。おそらくは近隣の鄉村をまきこんだものと思われる。一・二軒ほど南に萱生という村落が今もあるのからして、この辺一帯は萱が密生していたらしく、それを利用しての副業であったと考えられる。

飯室の座としての乙木座は、山口座とも、乙木、竹内座とも号しているが、山口、竹内ともに隣村であり、これ

らの三村の庄民が、麴商売を相提携して営んだものであろう。ここで注目すべきは、このように職種のなつながりをもって座が組織されながら、地縁的にまとまりを見せていることであって、これを農間余業としてなされたことと関係があるのではないかと思われるが、推測に止まるものである。

かかる座の組織と、庄園制的収取組織との関係については、かかる座の組織をもつ村落について、庄園関係の文書が残存しておらないので、——乙木庄には文永のものが残っているが、商業活動の史料は応永で、両者の関連は何も見出せない——残念ながら知ることができない。ただ推測できることは、座の組織と、庄園制的収取形態とは、史料的に一応何の関連もなく、おそらく、庄園文書が残っていたとしても、そこには座の存在や、庄民の商品経済への従事を認める史料は、もともとあらわれないのではなからうかということである。土地所有にもとづいて、農業的剰余物を収取する庄園制にあつては、人身従属による寄人、神人的座衆を別とすれば、商工業に従事するものから公事銭をとり、販売権、ひいては独占権を与えるということ自身、

変則的なものであつて、直接収奪に対して、間接収奪ともいふべきものであり、これら庄園村落における農民が、商品経済に従事することは、庄園制に対立する性格のものであることを示していると思われる。したがつて、その両者が同一人によつて営まれていても、農業経営と、その領主との収取関係を表の生活部分とするならば、商工業への従事は裏の生活部分であつて、表の生活部分を収取組織から表現する庄園文書からは、何ら裏の生活部分は反映しないのは当然のことである。ただ詳細にわたつて規定されている雑公事等の銭納化、また、年貢の銭納化によつて、一般的に商品経済の浸透をよみとることができのみであつて、逆に云えば、かかる商品経済への従事が庄園文書から直接に読みとれないことが、かかる商品経済が領主側のものではなく、農民側のものとなつていたことを示すものであるとも考えられるのである。ここに、今までの庄園史料中心の研究の一つの問題があると考ええる。

ただ一つ問題となるのは、雑公事として貢納された作物の剰余品が売買され、いずれは商品として売買されるというケースであり、これは当然ありえたことであるが、残念

ながら、この大和の場合、史料的にはたしかめえない。大和の場合には、領主寺家は、必要品目については、作手や座衆を把握しているということから、農業生産物をのぞいては、農村から貢納される必要性がうすかったと考えられるのである。

以上によって、かかる田舎座、すなわち農村商工業座は、第一に、各所在任の農民の農間副業として営まれ、庄園制的収取機構とこの座の組織とは一応別個なものとして存在したと、第二に、地域的なまとまりをもって、それぞれ商品生産、商品流通に従事しており、その種目については、原料、交通の便の条件によって定まってきたらしいことがわかった。したがって、かかる田舎座の分布は、一定度の社会的分業の発展の結果として見る事ができよう。

これら農村商工業の性格はどのようなものであつたらうか。

下田、三輪の鋳物師は、一概に農村手工業とは云えないものであり、すでに延喜式には、調として鍋二〇〇口があげられているから、大和の鋳物師も古い伝統をもっていると云え、また提中納言物語よしなしごとにも、大和迹見片

岡（葛下郡王寺附近）の鉄鍋、鉛鍋がでている。しかし技術伝統からして、河内丹南の鋳物師に劣つたらしく、応永廿二年、興福寺東金堂薬師仏の修理に關しては、「下田は鍋釜の才覚なり」として、丹南の鋳物師を使っている。ところが丹南の鋳物師は、地方鋳物師の勃興にしたがい、その技術的指導者であつたにもかかわらず、漸次衰退し、各地鋳物師に共通する偽文書に、その名を止めるのみで、応永頃を最後として消滅するのである。明応五年には、大和国においても、

鐘鑄三輪三郎可召加之、他国者へ除之云々、悉皆当国鋳物師云々、三輪・下田皆以当門跡寄人也、其内器用次第召之仰（明応五年三月十七日条）

とあつて、「鍋、釜の才覚なり」といわれた、三輪、下田の鋳物師も寺社貴族に使役されるようになっていた。彼らの多くは鍋、釜を作っていたものであつた。これは特産品として京都へも、また地方へも売られたであろうけれども、より多く、大和国内で売買されたことはまちがひなからうと思われ。

播州野里の鋳物師は、各市場における専売権Ⅰ大工職を



買いあつめ、播州一円の特売権をにぎるにいたるが、このことは逆に、野里の鋳物師は、播州における鋳物売買のために生産したことを示すものであり、鋳物が必需品として、市で一般に売買されたことを示している。然して、三輪、下田の鋳物師も、播州野里の鋳物師と同様に、大和国内における一般農民の需要のために、鋳物の大部分を生産したと考えてよいであろう。

田原本の楡物座、その売手である箸尾の坂手座は、奈良にある大乘院、一乗院兩門跡方所屬の楡物師座の存在にかかわらず出現したものである。それはおそらく、奈良座が領主をはじめとして、上流社会を需要層としたのに対し、技術も劣つたであろうし、より安価に、農民層を需要層として成長してきたものと云えよう。また、符坂の油座に対抗して出てきた矢木の胡麻仲買座、それを買入れてしげる箸尾油シホリの座等の出現は、農村における油需要の増大をうらづけるものであることは前述したところである。また、管笠については、大和は、摂津深江の菅笠座の独占権の範囲に入っていたのかかわらず、万歳に、菅笠作りの座が出現している。これはおそらく、深江の高級品とは別

に、より安価に、農民に提供したものであろう。

これらの座の発展は以上に見てきたごとく、農民経済の発展を示すものと考えてよいであろう。農民層内部における広汎な需要層の増大は、農村内における積極的な商工業参加を誘発し、かかる農村商工業の盛行を見るにいたつたと考えられる。にもかかわらず、かかる農村商工業が「座」という形をとり、特権商業の形をとって、庇護すべき領主を求めるのは、既成の座が、独占権を主張し、新儀非法を弾劾するのに対し、当然のことであつて、「座」という中世的形態にとらわれて、この「田舎座」の新しい性格を見失つてはならないと考える。

ところで、これら「田舎座」も、大和一国における支配権をもつ興福寺門跡等を本所として、公事銭を納入し、座として公認されることによつて、商工業に従事したのであるが、興福寺の支配権の分割、動揺にともなつて、その活動範囲の土地の権力者には、いたるところ公事銭を納入し、その権益を守らねばならなかつたことは、旧来の座と同様であつた。また、その土地土地に蟠居する土豪の勢力下に入るることによつて、その収益の保証を得たことは、種々の

例によって知ることができる。

それでは以下において、土豪と座の関係について見て行こう。すなわち、油座の例に見るならば、文明における符坂、矢木座の他国商人持込の胡麻をめぐる争論は、符坂座の後楯としての古市筑前守に対して、矢木座方には、土豪十市がついていたようであった。而して、強力な古市の口入によって、訴訟は符坂座の全面的勝利になり、門跡の意に反したことは、

一、矢木申分召筑前守巨細仰付之、坂方ニ可相尋云々、古市披官共事仰巨細了、不可事行云々、珍事、如今者可為家乱之由、及其沙汰歟、珍事々々、(文明二年六月二十六日参)

と書かれている通りであった。このごとく、符坂座衆の中には、古市の披官となるもの多く、明応二年、東大寺大仏殿の油で問題を起した油売も古市披官人であった(明応二年十二月廿八日参)。この古市筑前守は、河内木村油座衆からも年貢をとっており(文明十一年九月十二日参)、また、箸尾油シホリの座と、符坂座が、奈良市で購入の胡麻荷をめぐる争論をおこしたとき、古市は、符坂と敵対の箸尾方についており、箸尾油シホリの座は、古市を介して訴訟をおこし

ている(文明十七年五月廿一日参)。以上のことから考えると、

土豪古市は、決して、一つの座と結びついて、その利益を守ったということは考えられず、奈良における実力者として、座の權益を、何らかの得分を取って保証したものであり、それが、興福寺のもつ権力を分割したものであることは、私反銭、有徳銭等を賦課したことと同様の動きであったと考えられる。文明の争論では、土豪十市を通じて、争論を展開した矢木座衆はどうだったであろうか、この矢木座衆のうち、筒井、箸尾の住人たちは、文明九年、土豪筒井、箸尾たちが戦いに敗れたとき、逐電して運命をとともにしており、その披官化がうかがわれるのである(文明九年十二月廿七日参)。また、文明四年、矢木座衆が唐古住人の商売を非法として争論をおこしたときには、十市、箸尾、法貴寺の三人の土豪が、奉書をなして唐古住人の新儀商売を停止せしめている(文明四年九月九日参)。また、矢木仲買衆は、長井小四郎というものとも関係があったようである。これらの事実は、矢木座衆に対する土豪の支配権は、すこぶる性格の曖昧なものであり、宮川満氏が、「ちりがかりの披官関係」といわれたような、座衆一人一人と結ぶ個別的な

被官関係をもとにしたものであったり、自分の支配領有する庄園や村落における住人としての矢木座衆をもとにするものであったと考えられる。

以上、土豪の座商業との関連を油座を中心にして問題にしてきたが、土豪の商業に対する態度は決して新しい性格をもつものではなく、興福寺が有していたと同じような、特権を認める代償としての公事銭收取権をもつものであったり、実力者として訴訟の片方を助けるといふものであった。また、座衆個々と結ばれた被官関係も、いわゆる「散り懸りの被官関係」といわれるもので、後の戦国大名―織豊権力に見られるような一貫した商業政策―御用商人政策―とは、全くちがった性格のものであった。すなわち、形式的には興福寺のもつ支配権の分割的代行者としての座の支配であり、また座全体を把握できない小地域領主としての、座衆個々の「ちりがかり的被官関係」にもとづくものとしての限界をもっていたのである。これは大和国における、興福寺の守護権獲得という特殊事情による、強力な大名領国の形成の困難ということに、その一つの原因を求められよう。それは、したがって、興福寺内部での支配権

の分割、または、その動揺に対する中小土豪の群雄割拠という形態をとるのである。しかし、次に示す、矢木市の史料は、かかる土豪の新たな動きを示すものであった。すなわち、

一、自十三日至来月十三日矢木市ニ毎日市ヲ可立之由、在々所々ニ礼立之、自国・他国可立云々、越智彈正・岸田申合津新可取之用云々、数百ノ屋形打之云々、

一ヶ月間、毎日の市立てを行い、自国他国の商人を呼び寄せ、当時、矢木を支配していた岸田、越智が、公事銭をとるために開催したという記録である。しかし、これだけを見ては、土豪の新しい動きとは決して云えないものであり、土豪の市支配の文書は、それ以前にも多く見られて、市を開催して公事銭をとるといふ意味では庄園領主と、性格の変わらないものである。私がかここであえて、新しい動きという理由は、一に矢木市の性格にかかっているものである。この矢木市が毎日開かれるということは、より広汎な商品経済の発展、前章で考察したように、農村商工業座の簇出、しかも矢木胡麻仲買座自身、かかる農村商工業座の発展をふまえて成長してきたものであったという状態を反映した

ものであり、かかる農民的商品経済の結節点として、また、農民的商品経済と、他の畿内諸都市との接点として、交通の便を得た矢木市の発展があり、土豪越智、岸田が、市を開催しえた背景であったと考えられる。戦国期を通じてくりかえされる、古市、越智、筒井等の大和武士の争闘は、一つには、かかる商品経済の発展によって形成された領国経済圏の掌握ということが、一つの課題となっていたと考えられる。それでは、この当時形成されてきたと考える領国経済圏ともいふべきものについて、以下に見て行こう。

このように支配権が分割されていた時期ではあったが商品経済の昂まりは、その流通圏をひろく、ふかくしていく傾向をもっていったから、支配層に寄生して存在する座商業にあつては、そのそれぞれの支配層に公事銭を納入し、特権を獲得して、一つの独占圏を作っていくという形態がとられねばならなかつた。第二章で見たごとく、特権獲得競争、機能分化競争、その他、激烈な競争を通じての座の動きは、かかる支配者の動向とは別に、領国経済圏ともいふべき、一つの流通圏を形づくっていったことが推察されるのである。土器座を例にとつて、この動きを見て行こう。

最近の考古学的な研究成果である、稲垣晋也氏の「赤土器、白土器——中世『かわらけ』の編年——」<sup>15)</sup>によれば、中世の奈良かわらけは、康永頃を中心とする法隆寺形式、および興福寺旧形式の赤、白土器群が、それぞれの周辺に一つのまとまりを作つて分布しているが、それに対し、興福寺新形式とも云うべき土器が、寛正頃を中心として、興福寺、法隆寺周辺のみならず、大和一円に分布している事実が明らかとなっている。このことは、法隆寺、興福寺それぞれの土器作手としての土器座が、その寺家への貢納分とともに、周辺の需要をみたしていたのが、前段階と考えられるのに対し、後段階には、そのそれぞれの中から、興福寺所屬の土器座が競争にうち勝つて、大和一国における土器販売を独占した有様をうかがい知ることができるのである。この興福寺土器座の大和一国制覇は、もちろん、興福寺の支配権の後楯によつて行われたものと考えられるが、ともあれ、一国を単位とする流通圏の形成を示すものと云えよう。

以上のように、庄園村落の封鎖的な自給自足経済をやぶつて、じょじょに出てきた商品経済を体現する田舎座、な

らびに領主から自立し、商品生産、流通を次第に拡大してきた都市座は、ともに、その活動範囲をひろげ、それぞれの接触面において激烈な競争を演じるにいたるのである。

かかる競争が、単なる特権獲得競争の過程に止まらず、商業座自体の機能分化の過程と相まって行われることは、すでに前章において述べたところである。すなわち、手工業生産内部における生産と流通の分化、商人内部における問屋と小売の分化と云った機能分化は、扱う商品の性格によって、それぞれ異った過程を歩むにいたるのである。かくして、特権獲得競争ならびに、機能分化による生産力向上に打勝った商工業者が、大和一元における商権を確立するのである。とは云え、この競争は、自由競争とは本質的に違うものであるから、より強い特権を有している旧来からの座が、有利な立場におかれることは当然であって、土器座の例もそれを示すものである。

特権的手工業者である符坂油座と、矢木座をはじめとする農村油座との対抗は、もちろん大和国内における市場獲得競争であり、これは機能を分化し、生産性を高めた農村手工業の勝利であり、農民的商品経済の発展、それをめぐ

つての農村商工業と都市商工業の対抗による領国的市場の形成における一過程であった。けれども、古い座である坂座も競争に敗れて消滅してしまつたのではなく、その販図が拡大しなかつたというだけにとどまり、その旧来からの特権を拠り所として、奈良を中心として、その営業を維持していたのである。ここに楽座令の一つの意義を見ることができよう。

ところが、これに対して、別の様相を呈するのは、乙木萱簾の場合である。この乙木萱簾座は、歴然とした農村手工業でありながら、輸出専門の製品であり、隔地間向け特産品として、領主層の需要品を作っている座の場合である。

一 乱以前ハ京都ニ為宗弘仕丁分土之事、五駄十駄連続了、先新ヲ遣テ自乙木取之、仍乙木篇手数十人在之、今ハ一向京都商売無之之間、阿奈良座召之無之、随又篇手モ無人数ニ罷成候（明応三年十二月三十日条）

とあるごとく、この簾生産は、もっぱら京都商売に支えられたものであった。もちろん、奈良および国中における簾商売もあったが、京都への輸出は大きいものであった。そしてそれは、「先新ヲ遣テ自乙木取之」といわれたごとく、

売手座を称する奈良の間屋、仕丁宗弘と中市簾屋の二人に支配せられていた問屋前貸制度ともいうべきものであった。

すでに、この時期、奈良においては、問屋の発展はいちぢるしく、塩等の業種では、問屋―小売にわかれていたし、その塩運送に従事する龍田、世屋、立野の者共も、土地の市への塩販売とともに、奈良の間屋への塩駄運送を業としていたものであった。

奈良火鉢の京都向け輸出を専門とした火鉢作京座や木津座は、生産業者としての西ノ京火鉢作座と分化したものであり、この火鉢作座の例は、都市商工業内部での分化の例と見做すことができる。また他所から、奈良へ入ってきた摂津深江の菅笠座などは、

就菅笠座中申請、遺補任状、此二事役者有兩座、本座者殿下渡領、新座者二条殿御家領也、然近年、新座、本座只為一人問屋致其沙汰者也、仍御家領分遺当状畢、

(中略)

凡此座本役所々有之、堺方、奈良方、天王寺方、京方、先四座云々、<sup>⑨</sup>

とあるごとく、問屋は一人であり、この問屋が、天王寺、

京、奈良、堺へと売り捌いていたものと考えられる。

この菅笠の場合といい、乙木簾の場合といい、かかる問屋制度が、農村手工業に手をのばし、支配するようになる恰好の例として知ることができるのであり、さらに菅笠の場合には、この菅笠座―おそらく流通専門で生産の座とは分離している―の本座、新座を含めて、階層分化し、さらに、一人がそれを集中するという現象まで起っているのである。したがって、かかる特産物生産としての農村手工業は、特権に裏つけられた問屋制度に強固に支配され、かかる特権的独占的問屋制度による特産物流通は、その性格から当然のこととして、領国的市場をはるかに超えて、畿内諸都市間を流通するのである。

以上、中世後期、大和国において、各村に農村商工業と云ったものが芽ばえ、農民の農間副業として発展し、それぞれ座を組織し、旧来からの奈良の都市手工業に対抗して、活動範囲を拡大させて行く有様を考察した。かかる農村商工業は、農民経済の発展に支えられて出現したものであり、それ自身社会的分業の発展のメルクマールとして考えられるものである。したがって、これらの商工業座の職種には、

農民の需要にしたがう品目が多いのが当然であるが、なかには、この乙木簾のように、都市の需要をひかえた特産物生産としての繁栄を示すものもあらわれてくるのである。

すなわち、大和平野における、この早期の農村商工業の発展も、京都、奈良という庄園制的限定をもつ大都市における商品経済の発展を、近くにひかえての特産物生産としての一面を考慮せねばならないであろう。かかる特産物生産が、また、より広汎な農村経済の発展を触発するものであり、事実、農民経済の発展は著しいものがあつたのではあるが、それにしてもなお、かかる一面は否定できぬものであつた。

また、かかる商工業の性格を限界づける第二のものとして、彼ら農民の商工業従事が、いまだ農間余業としての副業の域を出なかつたことが考えられる。このことは、この地域内での分業関係が、農間余業としての副業的な商工業従事によるものを中心として展開していたことを示すから、市場も、それ故に、未だ狭隘さを脱することができず、ある一定度の発展しか望まれ得ないものであつた。そのため競争は激化され、座の独占が強化されるのは当然のことである。

あつた。それ故に、かかる商工業が発展するためには、特産物を中心とする、他の市場圏との流通によらねばならなかつた。ここに、都市座、田舎座を通しての間屋制度の発展の基盤があり、火鉢作、菅笠、萱簾等、みな特産物としての性格を見ることができるとして、戦乱によって、京輸出がとだえると、前述、乙木簾篇座のようにたちまちに生産の座も衰退するという脆弱さをもたざるを得なかつたのである。

これは、首都市場圏<sup>⑤</sup>ともいうべき、畿内における、いくつかの地域的市場圏の発展、その中心地としての京都、奈良、天王寺、堺等の発展に負うものであつたが、かかる畿内の、特に早熟的な発展は、やはり、庄園制的中心地としての、京都、奈良をもつ、畿内の求心的地位によるものと考えられ、ここにアジア的ともいうべき特色があつた。そして、かかる大和、ひいては、畿内諸地域における領国的市場ともいうべき地域的市場圏の発展は、かかる畿内の特殊条件によつて、市場圏相互の交通をひんばんならしめたから、ここに領国経済の形成を困難にし、畿内市場圏ともいうべきものを形づくりにいたつたと考えられる。ここ

に戦国期、畿内における大名領国形成の困難であった条件の一つが考えられよう。

### むすびにかえて

- ① 筒井寛聖氏所蔵東大寺文書二。
- ② 筆者稿「中世手工業座の構造」前掲。
- ③ 豊田武氏「中世の鈔物業」『歴史地理』六七卷一・二号。
- ④ 春日神社之書。
- ⑤ 応永二年三月御府文書、豊田武氏「大和の諸座」前掲書所引。
- ⑥ 永島福太郎氏「中世の奈良市場」『日本歴史』一〇一・一〇二号。
- ⑦ 中市衰退については、中市町人の一向一揆、その興福寺の鎮庄の影響が大きい、そのときすでに、中市の常設店舗化―町場化は進んでおり、市の発展的解消は行われていた。

- ⑧ 田代文書七(京大影写本)文明十二至十一月九日、弥五郎衛門亮券。
- ⑨ 西岡虎之助氏「中世庄園における土地配分形態」『庄園史の研究』上。

⑩ 延喜式主計上。

⑪ 姫路市野里寺町、芥田晴夫氏所蔵文書。

⑫ 宮川満氏『太閤検地論』第一部。

⑬ 『大和文化研究』八の二。

⑭ 和長卿記大日本史料集成二四一頁。

⑮ 大塚久雄氏は、中世末期において、「都市」的手工業の不均等な発達を基軸にして、独自の特産物をもち「中世都市」的な局地的狭隘さをこえた地域的市場圏の形成を「首都市場圏」の名で把えられている(大塚久雄氏『欧州経済史』八八〜九三頁)。大和における特産物生産の発展を軸とする市場圏の成立は、かかるものと、アジアの構造との関連において、把握せねばならないであろう。

今まで一括して論じられてきた座にも、庄園制成立期から存在していたと思われる、寄人、神人的な座と、中世中末期、農民経済の発展にともなって出てきた、農村的な座の二種類があること、また、その構造にも相異があることを考察した。この座の二類型は、従来いわれてきた商工業者の出自、階層としての名主説、小農民説、賤民説等の諸説に、一つのヒントを与えるものと思う。すなわち、寄人、神人、供御人は、直線的にイコールとして、賤民とは云うことはできないけれど、かかる寄人、神人、供御人としての特権的な座形成の過程に、座外の人間として、はじき出された階層が、いわゆる中世賤民を形成すると考えられるが、かかる座、座外を問わず、初期における商工業者は、賤民的なるものとして、農民とは区別せられた特殊な存在であったと考えられる。これに対して、後期からの農民の座は、農民経済の発展によって、農民の農間副業としての商工業従事によって成立してくるものであり、名主説、小農民説は、かかる段階になって簇生する農村の座に適用



されるべきものである。したがって、中世後期には、この両者の系譜をもつ商工業者が混淆して存在したのである。<sup>②</sup>

分業の発展のメルクマールとして、かかる商工業者の農業経営からの分離度が問題となるが、その場合、この座の二類型が注意されるべきであって、寄人、神人的座における、農業経営からの分離が問題となると考えられる。農民的商品経済の発展という、新しい局面の展開による後期の農村の座における、農業経営からの未分離<sup>③</sup>という問題は、それとは少し、別の視角から見ることがあろう。

さて、次の時代に対する見通しとして、楽市楽座令の意義について触れる必要があると考える。従来、楽市楽座令は、中世的な特権商業としての座の桎梏をうち破り、自由な商業の道をひらいたということになっている。しかし、座にも、かかる二類型の座があり、構造、性格に、顕著な相異が見られる以上、当然、楽市楽座令の意義も、それぞれについて異った筈と考えられる。以下に簡単な私見をのべて、むすびのかわりとして、まず楽市について触れると、すでに、商業の発展が、機能分化をおこし、問屋―小売の分化をたどり、また都市が、市から町場への

発展を示す、この段階においては、商業資本からの領主の収取は、商品流通の中枢に坐り、時には、生産までを押えている問屋を把握しなければならなくなっており、以前のよう、市において、小売をなす商人から公事銭をとることとは意味のないことであって、領主層が楽市政策をとったのは当然のことである。

それでは、楽座政策はどうか、第三章で考察してきたごとく、領国的市場圏ないしは、畿内市場圏の形成の過程には、都市商工業、農村商工業とりまぜての激烈な競争があった。それは機能分化による生産性向上、ならびに、市場獲得の競争でもあったが、それはまた、特権獲得競争であり、寄人、神人的な座が、よし、機能分化競争にやぶれたとしても、その独占行使領域における特権は、以前として守られたことは、第二章において、符坂油座を例として述べたところである。したがって、公事銭納入によって、各地域に独占領域をくりひろげ、かかる市場獲得によって、手工業生産の座をも膝下において問屋にとっても、かかる寄人、神人的座の特権は桎梏とならざるを得ないものであった。楽座令が、座の桎梏をうち破り、自由な商業をきり

拓いたといわれるような意義は、厳密には、この符坂座のような寄人、神人的座商業に対するものと考へたいのである。封建権力は、かかる一連の商業政策を通じて、中世商業を解体したのであるが、それはまた、これらの商工業者をあらためて、新しい封建権力の下に編成したのであった。大和においては、城下町郡山の成立によつて、古い特権座商業によつて繁榮していた奈良の町が衰微したと「多聞院日記」は伝えるのである。

① 寄人、神人、供御人、その他、座を形成するものが、古代の賤民に系譜をひくものであるとは一概に云えず、それに、一般農民の参加が認められることは、当然のことであり、賤民の分解、再編成が行われたであろうが、それが寄人、神人、供御人となる以上、それは身分的に区別せられた存在であった。このことは、農民より身分がひくいとか、生活がみじめであるとかということではなく、特殊な存在であったという意味においてである。

② このことを示す顕著な例は、九条経藍座であろう。九条散所座によつて、構成されたと思われる九条座による染色の独占に対し、永正七年頃、東寺支配下の九条辺地下人が染色を行い、独占を侵害している（東寺百合文書(一)、原田伴彦氏「中世賤民の一考察」『日本封建都市研究』二一六頁）事實は、往古よりの賤民的手工業者に対する農民的手工業者の発生を物語るものであり、ここに中世賤民の分解、近世賤民の形成の一つの問題がある。

③ 従来、云われているとき、商人と農業経営との未分離の問題は、かかる中世的商工業者と、中世後期における農圃副業としての農村商工業者とを厳密に区別して考へるべきである。近江得珍保における商人の農業経営規模の問題等は、かかる位置づけを行った後に、追求されるべきものと考へられる。もちろん寄人、神人的座においても、農業経営から未分離なものは、事實として多く存在する（菅浦供御人、深草土器等）が、一般的な傾向として、京都、奈良における商工業者の存在形態は、農業から分離していたものと考えられよう。

（成稿一九六三年三月、改稿一九六三年十二月）

（同志社女子大学講師）

# Development of Commodity Economy in Mediaeval

*Yamato* 大和

by

Haruko Wakita

Investigation of the reproductive structure in mediaeval society can not be done without the problem of commodity economy. This article treats what change should appear in the social structure through the development of commodity economy in the *Yamato* 大和 where there was a special ruling form, the control of a country by *Kofukuji* Temple 興福寺.

At first, judging from the landlord economy, we study its change into territorial controlling form like *Tansenfuka* 反錢賦課 for unrest of exploiting form in individual manor; and then, from the merchant capital, we are to point two aspects, *Za* 座 commerce of *Yoriudo* 寄人 and *Zimmin* 神人 through the personal subjection to landlord, and that of public imposition 公事錢納入 after the middle period, among traditional *Za* en bloc; changes in these landlord economy and *Za* commerce enable us to conjecture the trend of peasant economy as a motive power.

*K'ao-kuo* 考課 and *K'ao-kê* 考格 by *Shih-tung-sian-wu-ti*  
世宗宣武帝 in *Pê-wei* 北魏

by

the late Shigejiro Fukushima and Genyu Nishimura

*K'ao-wên-ti* 孝文帝 of *Pê-wei* 北魏 established *K'ao-kuo* 考課 act (for the assessment of officials' administrative results) in the 18th year of *T'ai-huo* 太和, which made it a rule to assess once every three years, but it had not been enforced since then. To keep more complete enforcement, various regulations for assessment (*K'ao-kê* 考格) were enacted in the next *Shih-tung* 世宗 dynasty. After the name of the era on enactment they were called *Kê* 格 of *Ching-ming* 景明, *Cheng-shih* 正始 and *Yen-ch'ang* 延昌. The imperfect enforcement of assessment, with various political circumstances, depends upon the relation of the